

大多喜町障がい者施策推進計画



令和 3 年 3 月

大多喜町

目次

第1編 計画の策定にあたって	1
第1章 計画の基本的な考え方	1
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	6
第3章 計画の基本的方向	31
第2編 障がい者基本計画	35
第1章 地域生活への支援の充実	35
第2章 理解を広げ、権利を擁護する取り組みの推進	39
第3章 子どもへの支援体制の充実	45
第4章 就労支援の強化	49
第5章 安全・安心な暮らしの確保	52
第6章 健康で文化的な生活への支援	58
第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	61
第1章 障がい福祉計画	61
第2章 障がい児福祉計画	86
第4編 推進に向けて	91
第1章 計画の推進体制	91
第2章 専門従事者の育成と連携強化	92
第3章 行政職員の資質向上	92
第4章 財源の確保	92
資料編	93



喜びの、
おひざもと。

千葉県 大多喜町

第1編 計画の策定にあたって

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的

本町では、平成27年に大多喜町障がい者施策推進計画（障害者基本法に基づく第3次障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づく第4期障がい福祉計画）を、平成30年に大多喜町第5期障がい福祉計画・大多喜町第1期障がい児福祉計画を策定し、障がいのある人もない人も、ともに地域でいきいきと安心して暮らせるまちを目指して施策を推進してきました。

この間、障がい者施策にかかわる主な関連法令の成立・改正が多くあり、障がい者を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。

直近では、平成30年3月に国の「障害者基本計画（第4次）」が策定され、障がい者は必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体であると捉え、基本的な考え方や方向が示されました。

また、平成30年4月に、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。この改正により、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

今年度で前述の計画の期間が終了することから、これらの状況を反映し、両計画の進捗状況を踏まえた見直しを行い、本町の障がい者施策の新たな指針として、大多喜町障がい者施策推進計画（第4次障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）を策定しました。

【参考】障がい者福祉にかかわる近年の動向

国では、平成 18 年の障害者自立支援法の施行を端緒に、障がい者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。平成 30 年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現が重視されるようになりました。地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきているといえます。

年	主な制度・法律	主な内容
H18	障害者自立支援法の施行	・障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化 ・「障害程度区分」(現在は「障害支援区分」)の導入 ・サービス量に応じた定率の利用者負担(応益負担)の導入
	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の施行	・障がいのある人に対する差別をなくすため、「差別」を具体的に定めるとともに、差別の解消に向けたしくみを定めている ・施行後、平成 19 年、平成 24 年の2回にわたり改正
H21	障がい者制度改革推進本部の設置(閣議決定)	・障がい者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備等、障がいのある人にかかる各種制度に関する検討を進めるために設置される
H22	【改正】障害者自立支援法の施行	・応能負担を原則とする利用者負担の見直し ・障がい者の範囲の見直し(発達障がいを追加)
H23	【改正】障害者基本法の施行	・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
H24	【改正】児童福祉法の施行	・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法の施行	・虐待を発見した者に通報の義務づけ ・虐待防止等の具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務づけ
H25	障害者総合支援法の施行 (障害者自立支援法の改正)	・共生社会実現等の基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し(難病等を追加)
H26	障害者権利条約の批准	・障がい者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
H27	難病法の施行	・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大

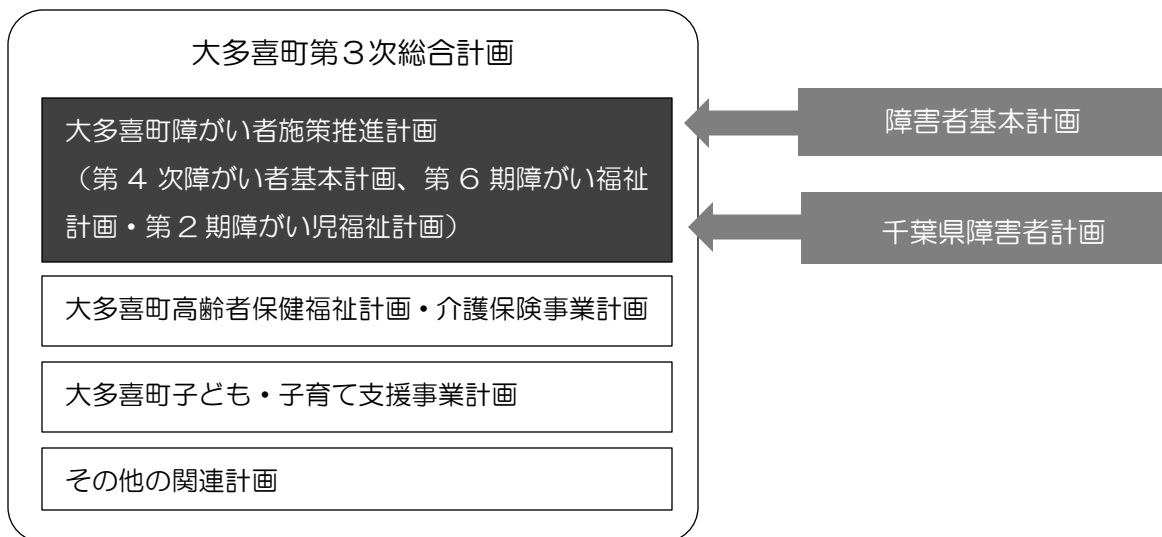
年	主な制度・法律	主な内容
H28	障害者差別解消法の施行	・障がい者を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成30年4月施行	・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える
	成年後見制度利用促進法の施行	・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
H30	障害者基本計画(第4次)策定	
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者が望む地域生活の支援や障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
H31	障害者文化芸術推進基本計画策定	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※令和2年4月一部施行	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的な推進を目的とする

第2節 計画の位置づけ（計画の法的根拠、関連計画）

本計画は、以下の3つの法に基づいたものとして位置づけます。

- ①市町村障害者計画(障害者基本法第11条第3項)
⇒町の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。
- ②市町村障害福祉計画(障害者総合支援法第88条第1項)
⇒計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や提供体制を定める計画です。
- ③市町村障害児福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項)
⇒計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量や提供体制を定める計画です。

また、大多喜町第3次総合計画を上位計画とし、他の関連する計画や、国の「障害者基本計画」及び千葉県の「千葉県障害者計画」と整合を図っています。



第3節 計画の期間

「第4次障がい者基本計画」は令和3年度から令和8年度までの6年間、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とし、一体的に策定します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4次障がい者基本計画						
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画						

第4節 計画の対象者

本計画の対象とする障がい者（障がいのある人）は、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、「障がい」は単に「機能障がい」を指すだけでなく、「能力障がい・個人の活動制限」や「社会的不利・社会への参加制約」を含む概念であり、「障がい者が受ける制限は、様々な社会環境との相互作用や社会との関係性の在り方によって生ずる」という認識に立っています。

本計画で対象となる障害者総合支援法上のサービスを含む障がい者施策と、主に高齢者を中心とした介護保険制度には、類似のサービスメニューが多くあります。

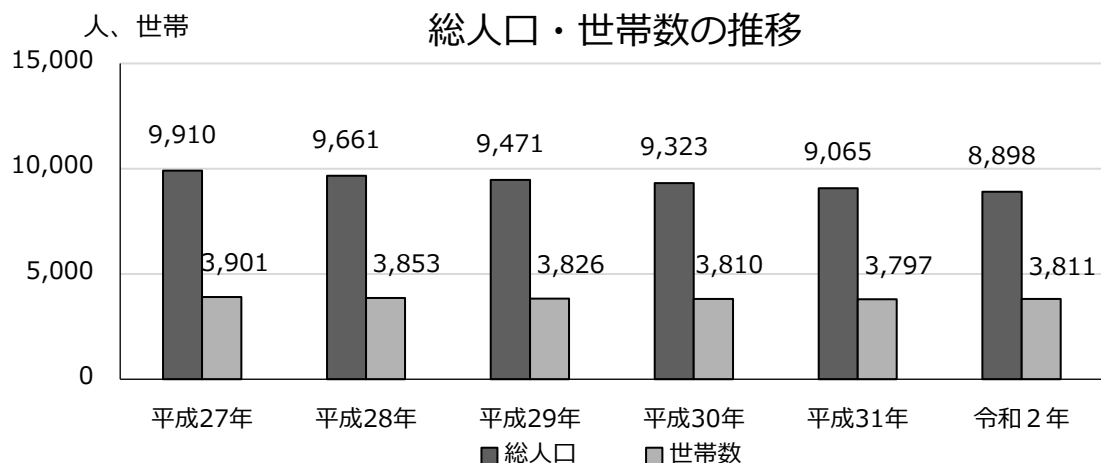
これらのサービスメニューについて、65歳以上の障がい者や、介護保険制度の特定疾病（脳血管疾患等）に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度による利用が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについて障がい者施策で実施されます。障がい者のニーズは多岐にわたるため、介護保険サービスと障がい者施策によるサービスを併用する場合があります。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

第1節 障がい者数の状況

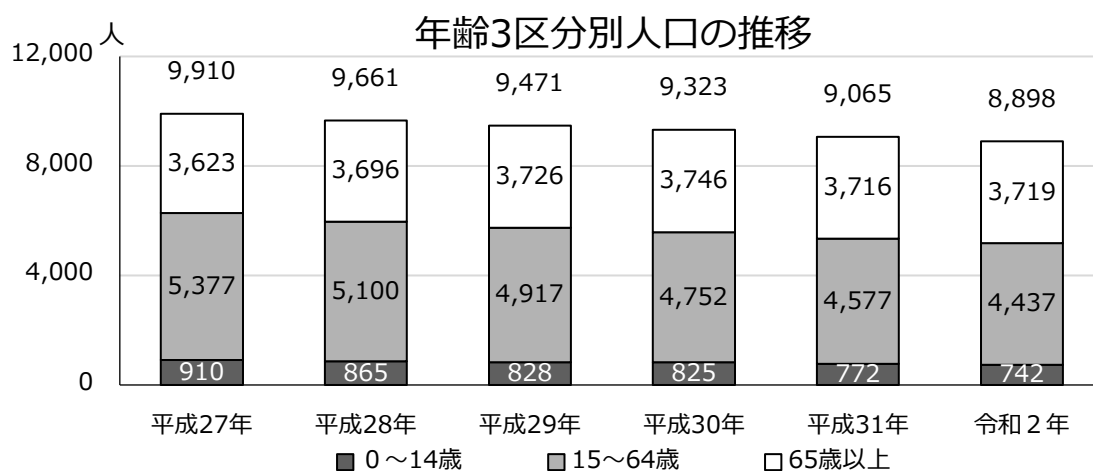
1 人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和2年には9千人を下回って8,898人となっています。世帯数は緩やかな減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

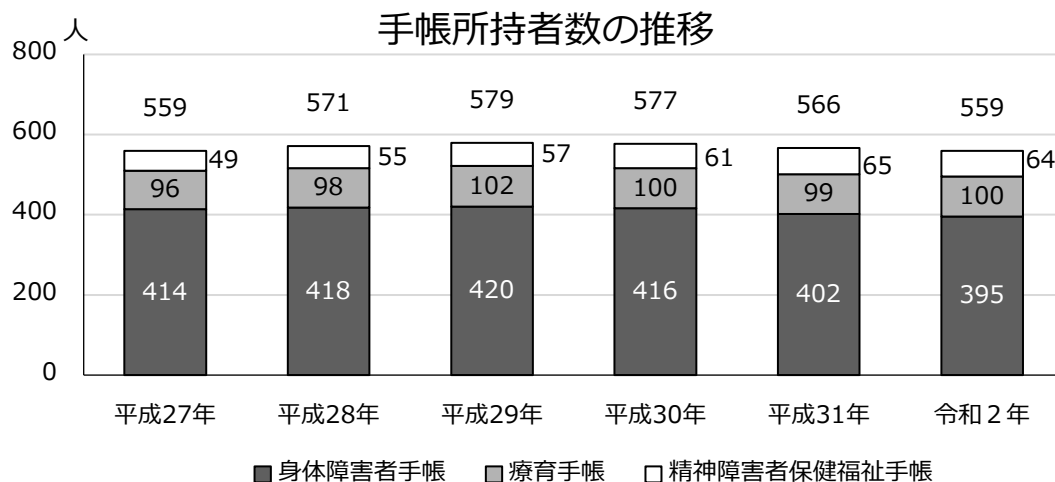
また、総人口を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は一貫して減少しています。65歳以上の高齢人口は平成30年まで増加していましたが、平成31年は減少、令和2年には横ばいとなっており、すべての世代において減少傾向に向かっていることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

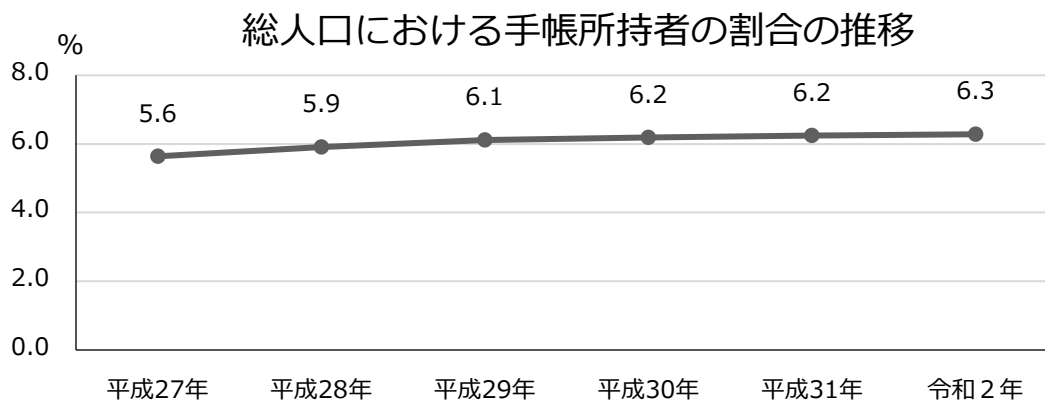
2 手帳所持者数の推移

手帳所持者数は、550～580 人程度で推移しています。手帳ごとの割合は身体障害者手帳所持者が全体の 7 割以上を占めています。



資料：福祉行政報告、健康福祉課

総人口における手帳所持者の割合は緩やかに増加しています。

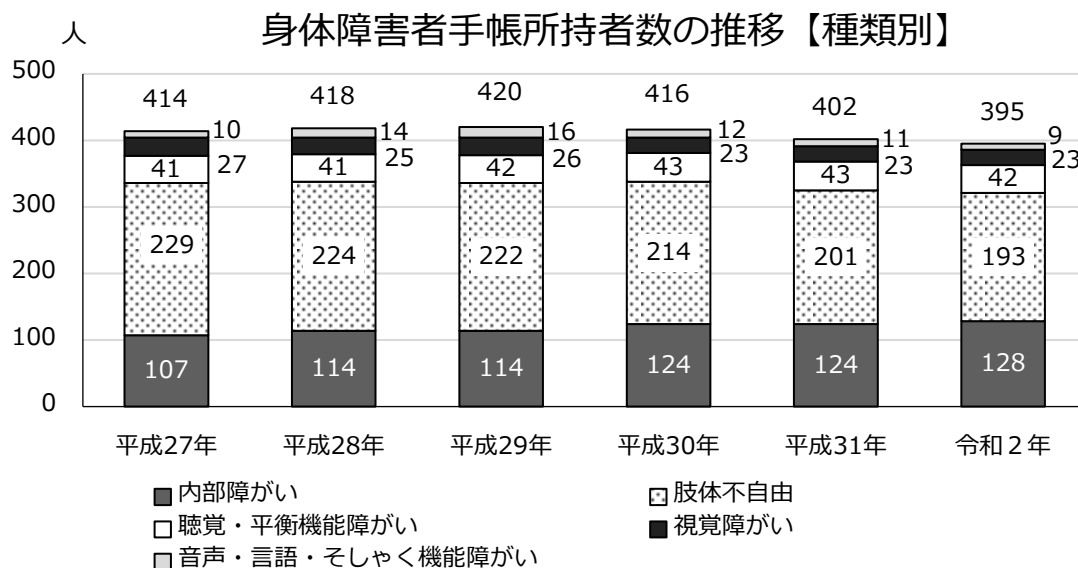


資料：福祉行政報告、健康福祉課

人口は住民基本台帳（各年3月末現在）

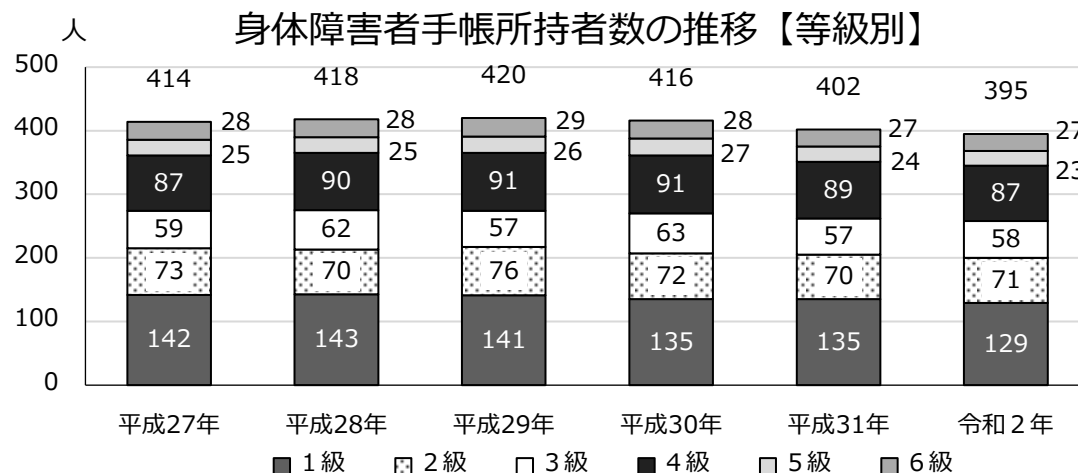
3 身体障害者手帳 種類別・等級別の推移

身体障害者手帳所持者の障がい種類は、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がいとなっています。肢体不自由は減少傾向にありますが、内部障がいはやや増加傾向となっています。



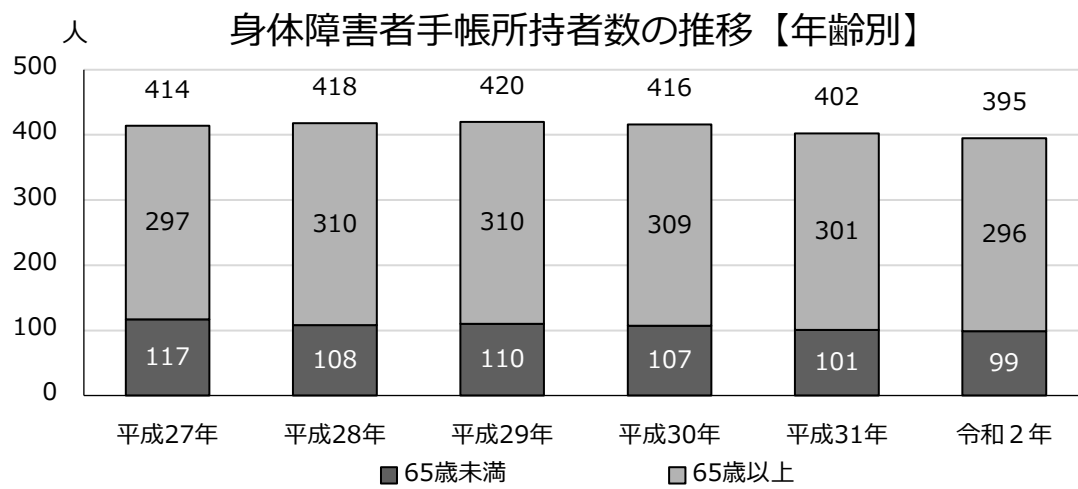
資料：福祉行政報告

身体障害者手帳所持者の等級は、1 級が最も多く、次いで 4 級、2 級となっており、重度の割合が高くなっています。



資料：福祉行政報告

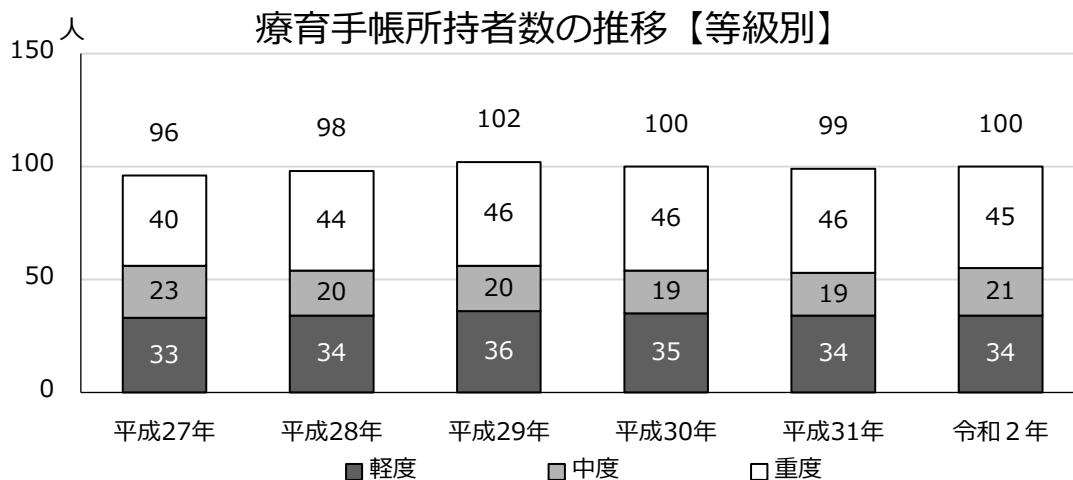
身体障害者手帳所持者の年齢は、65 歳以上が 65 歳未満を上回り、65 歳以上が全体の 7 割以上を占めています。年齢の区分ごとの人数は増減を繰り返しています。



資料：福祉行政報告

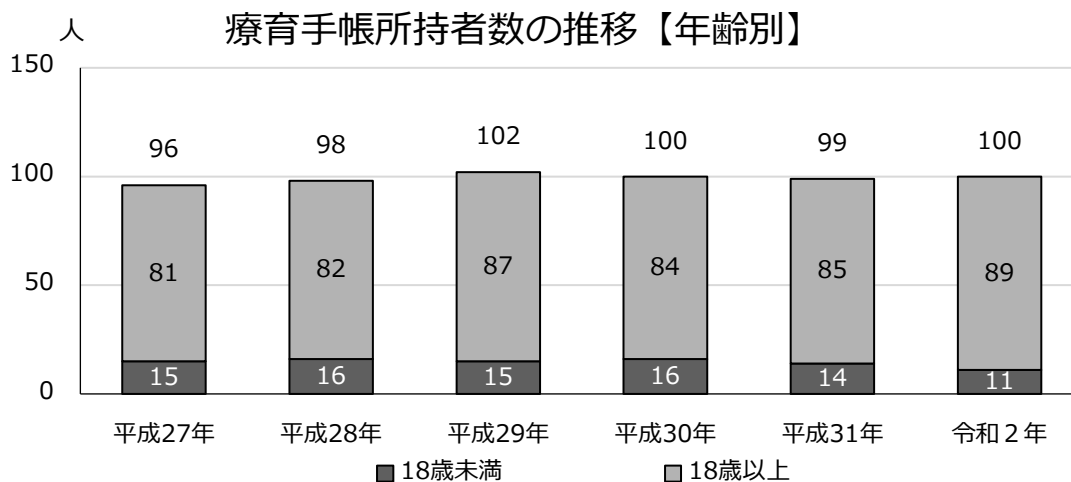
4 療育手帳所持者数 等級別・年齢別の推移

療育手帳所持者の等級については、重度が最も多くなっています。各等級の人数は大きな増減はなく、ほぼ同水準で推移しています。



資料：福祉行政報告

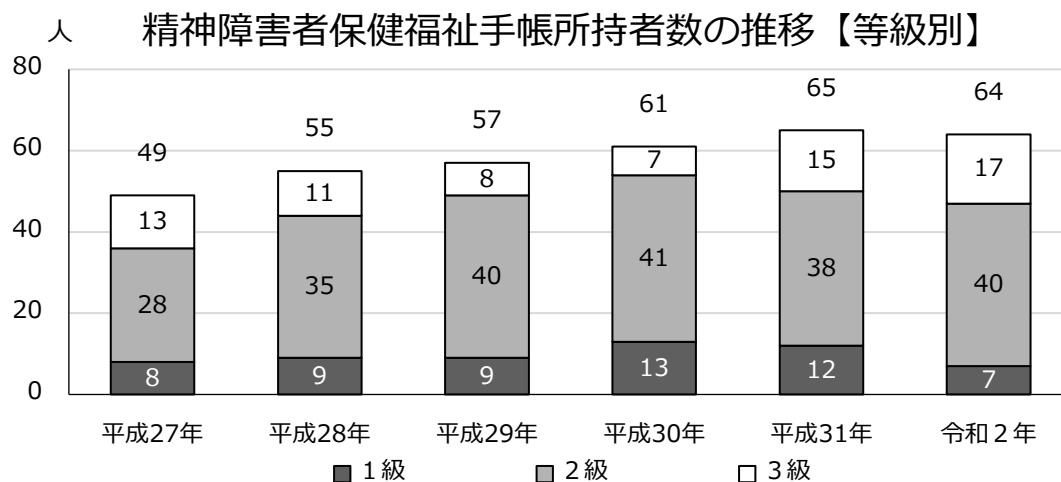
療育手帳所持者の年齢については、18歳未満、18歳以上はともに増減を繰り返しています。18歳未満が全体に占める割合も11%～16%程度で推移しています。



資料：福祉行政報告

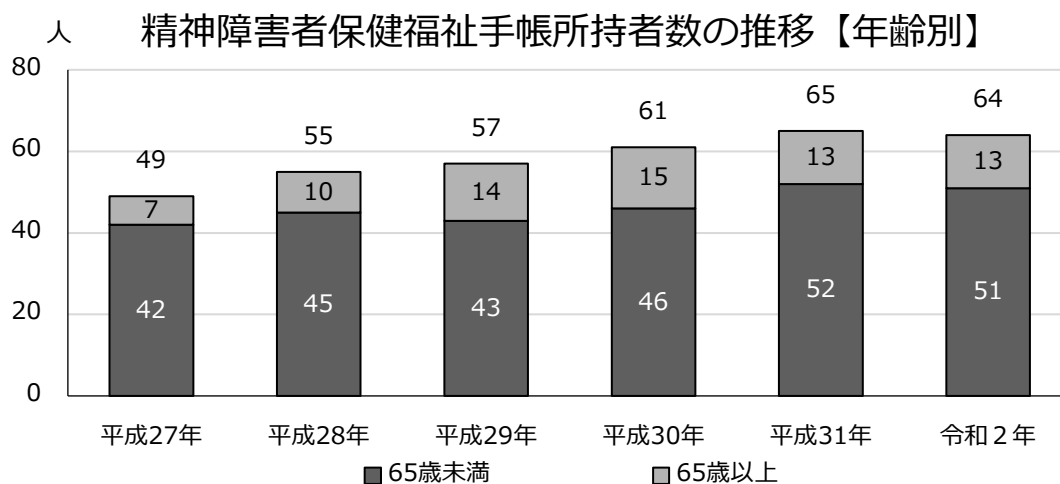
5 精神障害者保健福祉手帳所持者数 等級別・年齢別の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成31年までは増加傾向にありましたが、令和2年で1名減少しています。2級が最も多くなっており、全体の半数以上を占めています。



資料：健康福祉課

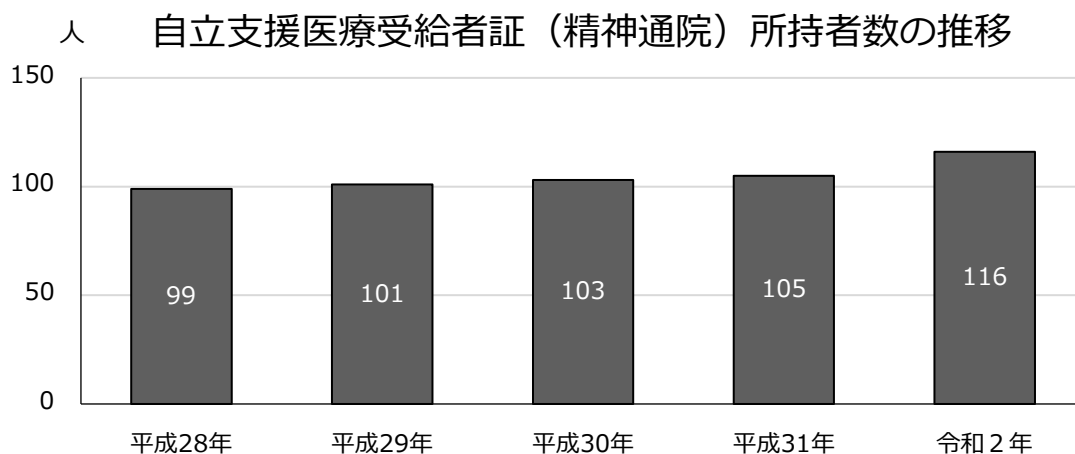
精神障害者保健福祉手帳の所持者の年齢については、65歳未満が65歳以上を上回っています。65歳以上の人数は平成29年以降10人を上回りやや増加傾向にあります。65歳未満の人数についても、平成31年以降は50人を上回っています。



資料：福祉行政報告

6 自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数

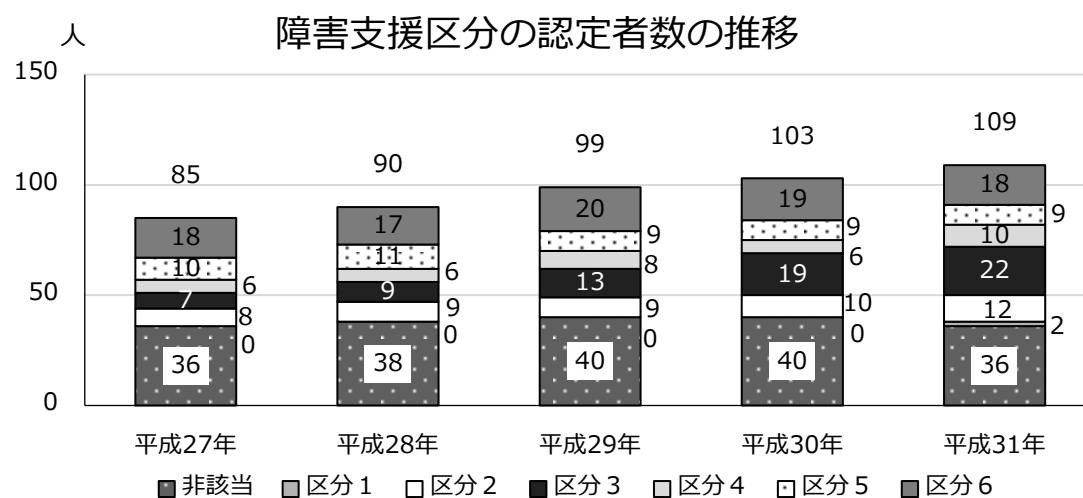
自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者は平成31年まで横ばいでしたが、令和2年に増加し、他の年度と比較して大きな増加となっています。



資料：健康福祉課

7 障害支援区分認定者数

障害支援区分の認定者数は増加傾向にあり、非該当が最も多くなっています。程度では区分2・3が増加傾向となっています。



資料：健康福祉課

第2節 調査結果からみる状況

計画の基礎資料とするため、アンケート調査とヒアリング調査を実施し、町民の皆様の障がい者福祉に対する意見、要望等をうかがいました。実施内容は、以下の通りです。

本文や図表中の選択肢表記は、調査票の文言から変更している場合があります。

アンケート調査

調査対象：町内にお住まいの障がいのある方、障がいの施設等入所者で本町のサービスを利用している方。

調査期間：令和2年8月12日～8月29日

回収結果：509名に配布し、256名の方から回答を得ました。（回収率：50.3%）

ヒアリング調査

調査対象：町内の障がい者福祉に関する団体

（大多喜町身体障害者福祉会、大多喜町手をつなぐ親の会）

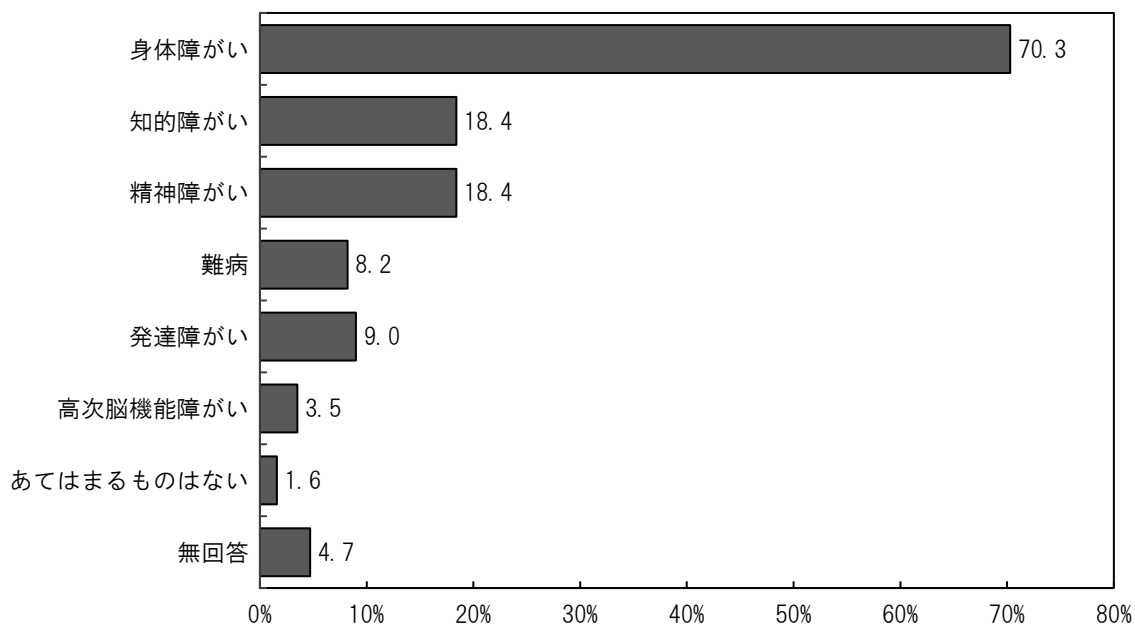
調査日程：令和2年9月3日

調査方法：各団体代表者に事前にヒアリングシートを配布し、調査当日に直接聴き取り調査形式で実施

◆回答者の状況（障がいの種類）◆

アンケート調査回答者の障がいの種類は、「身体障がい」が70.3%と最も多く、次いで「知的障がい」「精神障がい」が18.4%、「発達障がい」が9.0%となっています。

n=256



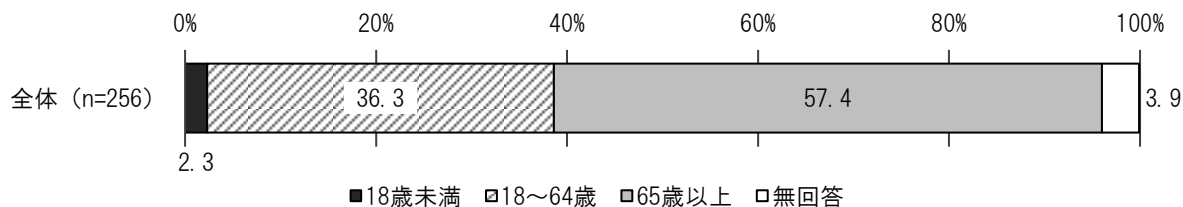
※精神障がいは手帳非所持で自立支援医療（精神通院）受給者を含みます。

※複数の障がいを持っている方は複数に該当するため、合計が100.0%になりません。

◆回答者の状況（年齢）◆

アンケート調査回答者の年齢は、「65歳以上」が57.4%で最も多く、次いで「18～64歳」が36.3%、「18歳未満」が2.3%となっています。

n=256

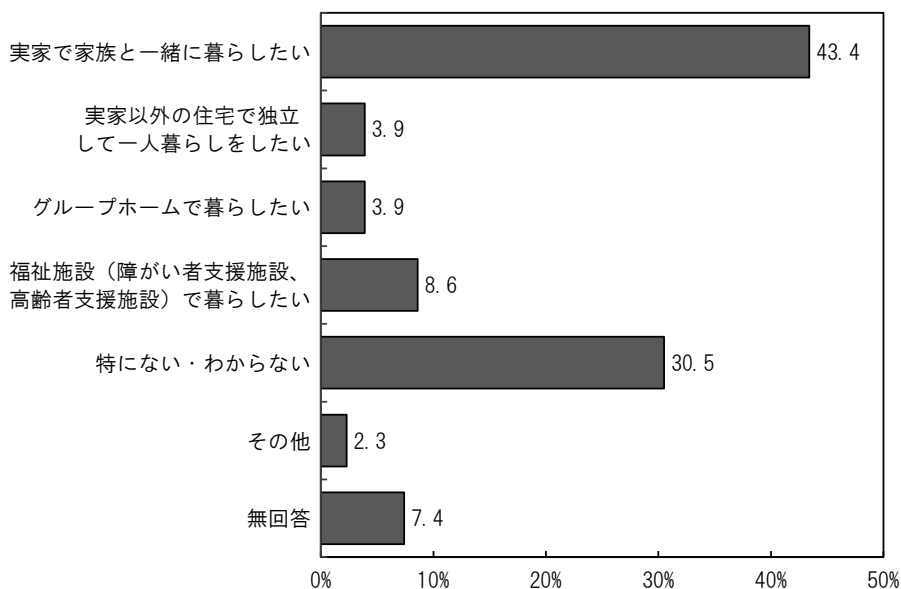


◆今後の希望する暮らし◆

「実家で家族と一緒に暮らしたい」が43.4%と最も多く、次いで「特にない・わからない」が30.5%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が8.6%となっています。

年齢別にみると、18歳未満で「特にない・わからない」が、18～64歳で「実家以外の住宅で独立して一人暮らしをしたい」がそれぞれ他と比較して多くなっています。

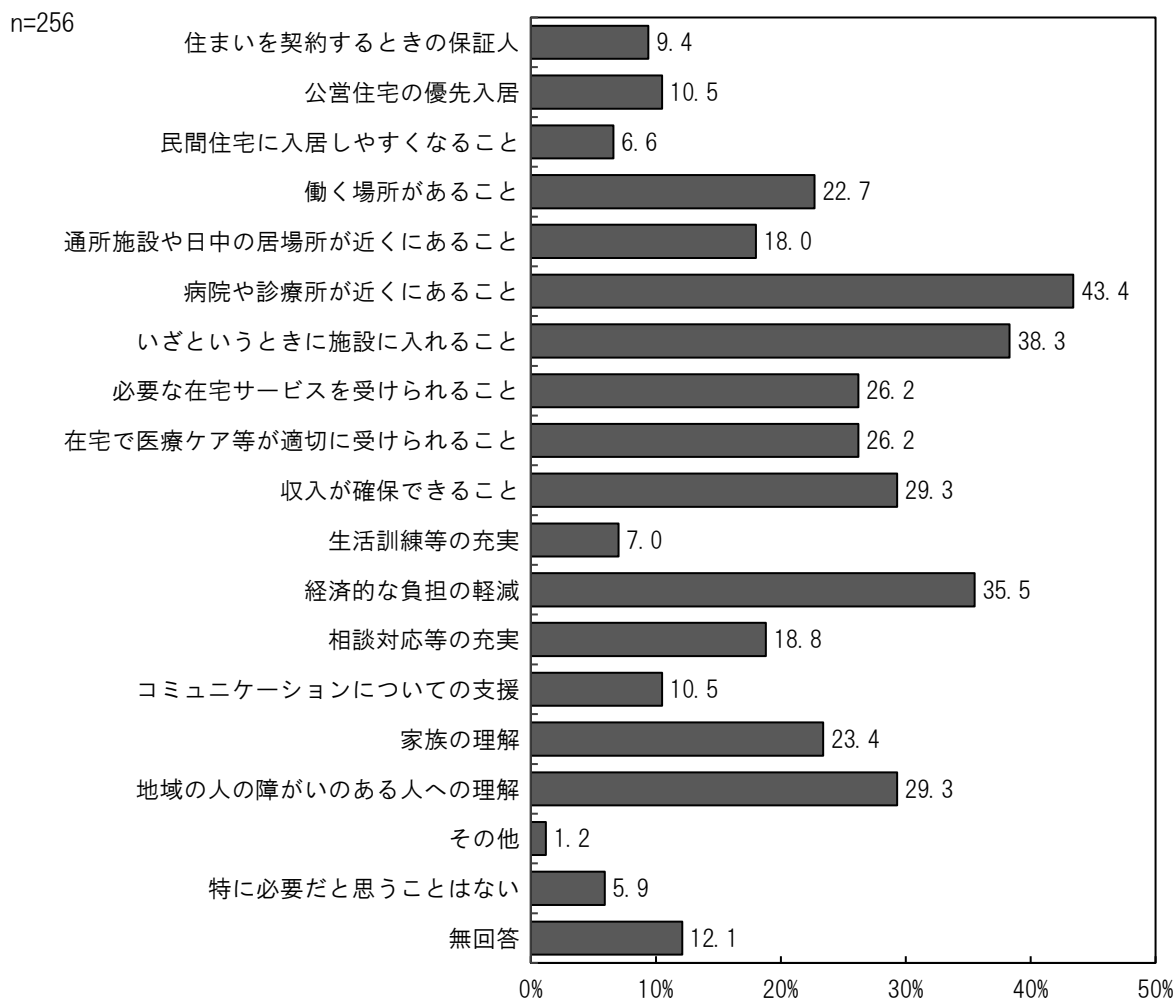
n=256



単位：%	n	実家で家族と一緒に暮らしたい	実家以外の住宅で独立して一人暮らしをしたい	グループホームで暮らしたい	福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	特にない・わからない	その他	無回答
18歳未満	6	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
18～64歳	93	43.0	10.8	3.2	10.8	28.0	3.2	1.1
65歳以上	147	45.6	0.0	4.1	7.5	30.6	2.0	10.2

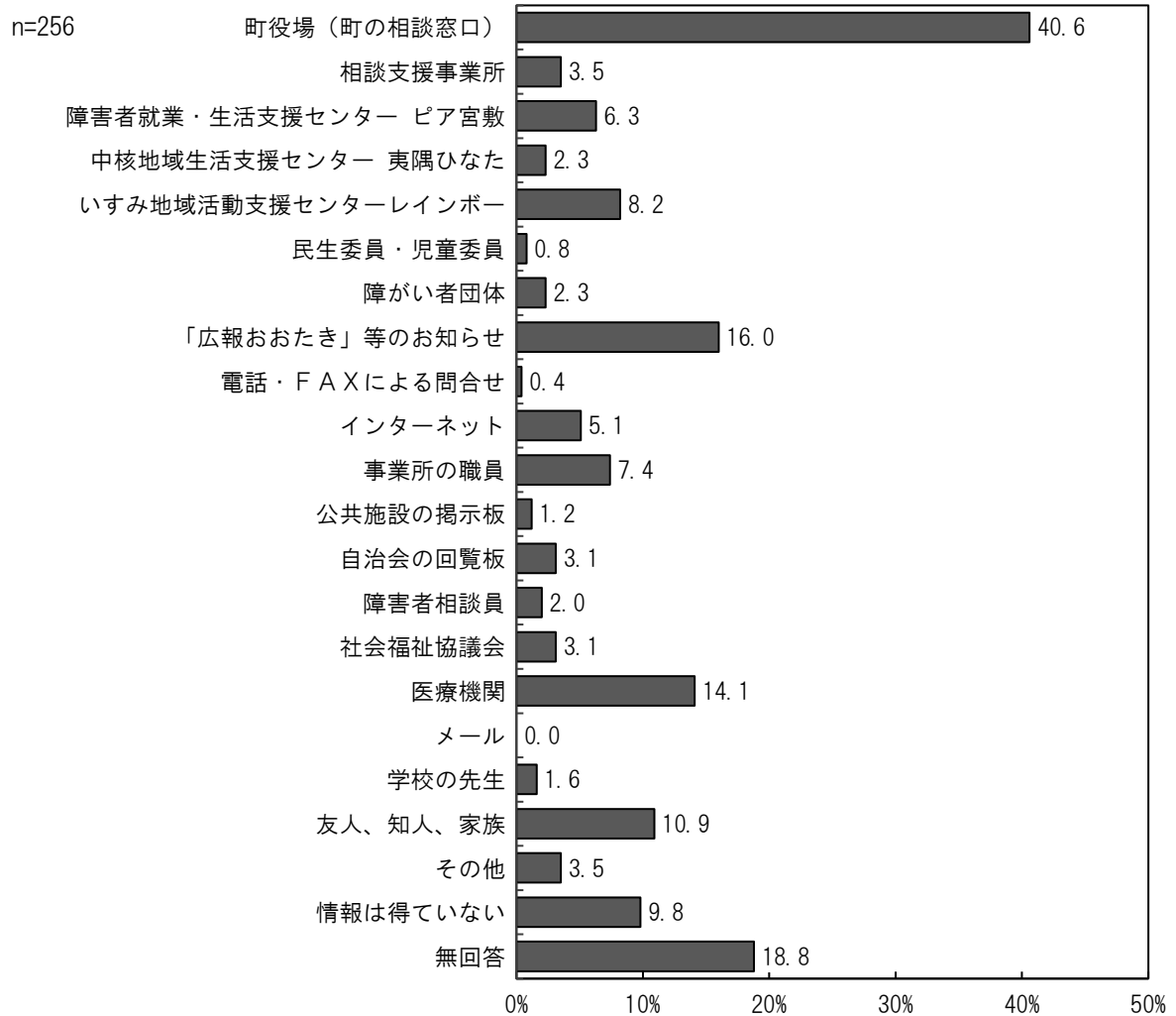
◆障がいのある人が住み慣れた地域で生活するために必要なこと◆

「病院や診療所が近くにあること」が43.4%と最も多く、次いで「いざというときに施設に入れること」が38.3%、「経済的な負担の軽減」が35.5%となっています。



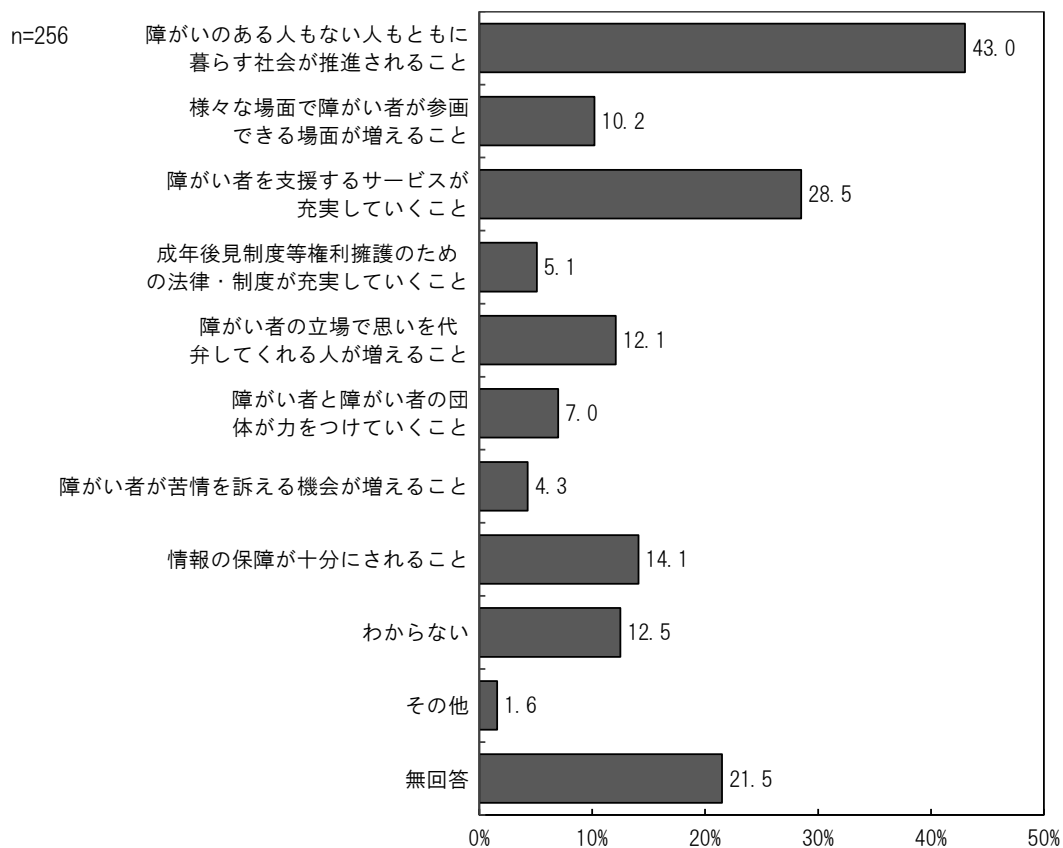
◆障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先◆

「町役場（町の相談窓口）」が40.6%と最も多く、次いで「広報おおたき」等のお知らせ」が16.0%、「医療機関」が14.1%となっています。「情報は得ていない」は9.8%となっています。



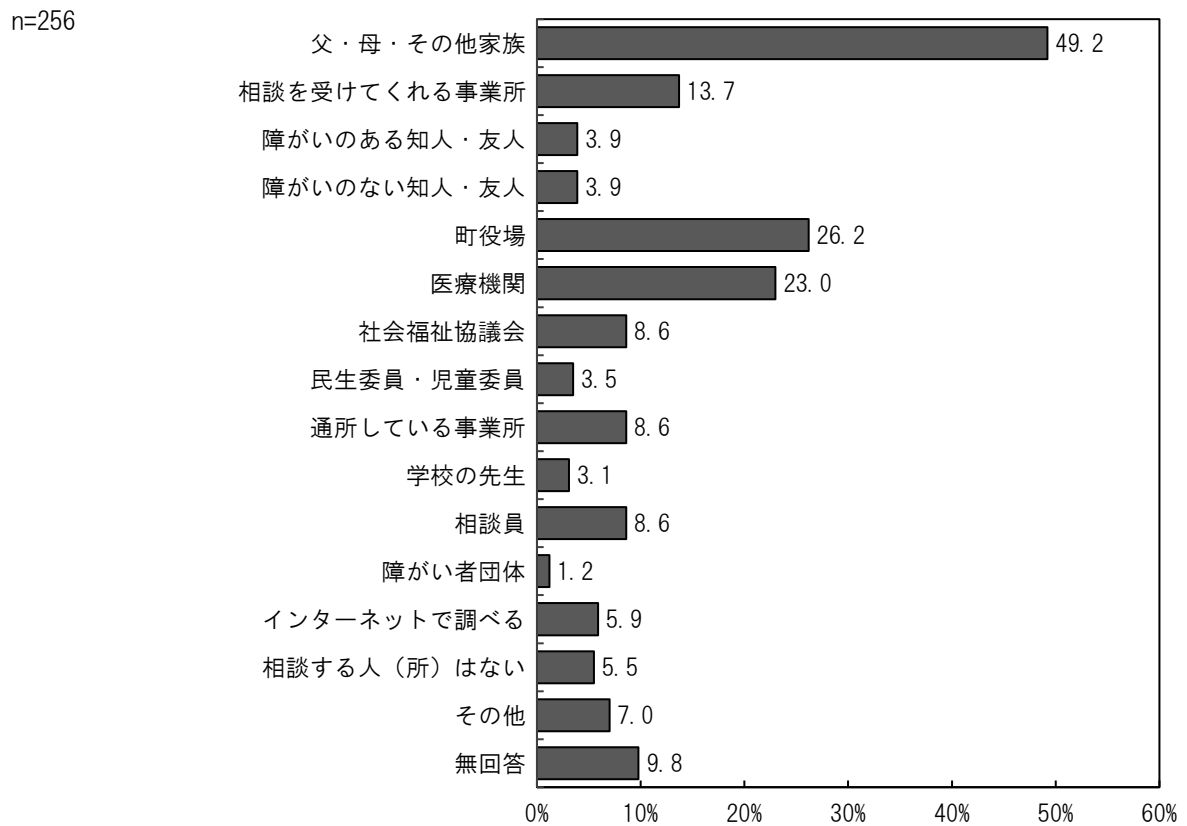
◆障がい者の人権を守るために重要だと思うこと◆

「障がいのある人もない人もともに暮らす社会が推進されること」が 43.0%と最も多く、次いで「障がい者を支援するサービスが充実していくこと」が 28.5%、「情報の保障が十分にされること」が 14.1%となっています。



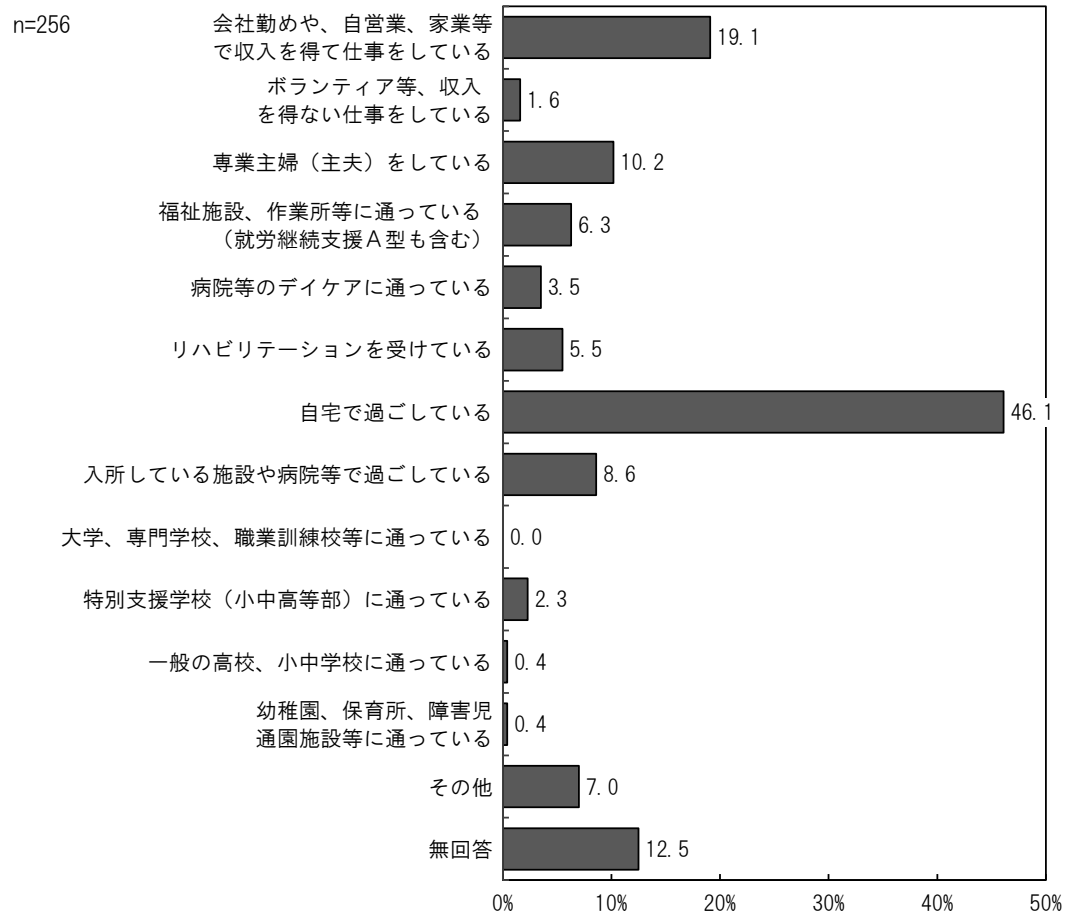
◆困ったとき、悩んでいるときの相談先◆

「父・母・その他家族」が 49.2%と最も多く、次いで「町役場」が 26.2%、「医療機関」が 23.0%となっています。



◆平日の昼間の過ごし方◆

「自宅で過ごしている」が 46.1%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」が 19.1%、「専業主婦（主夫）をしている」が 10.2%となっています。



年齢別にみると、18～64 歳で「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」、65 歳以上で「専業主婦（主夫）をしている」、「自宅で過ごしている」がそれぞれ他と比較して多くなっています。

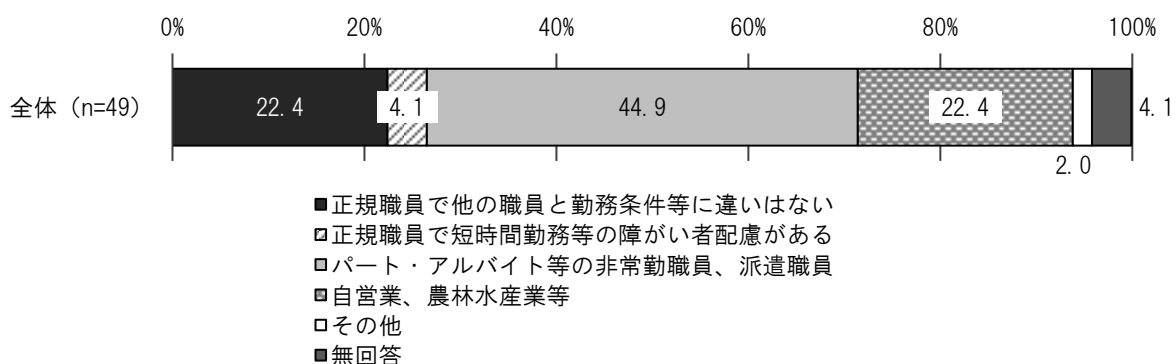
単位：％	n	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている	ボランティア等、収入を得ない仕事をしている	専業主婦（主夫）をしている	福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）	病院等のデイケアに通っている	リハビリテーションを受けている	自宅で過ごしている	入所している施設や病院等で過ごしている	大学、専門学校、職業訓練校等に通っている	特別支援学校（小中高等部）に通っている
18歳未満	6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	83.3
18～64歳	93	37.6	3.2	3.2	14.0	3.2	1.1	32.3	8.6	0.0	0.0
65歳以上	147	8.2	0.7	15.6	2.0	4.1	8.2	59.2	7.5	0.0	0.0

単位：％	n	通一般の高校、小中学校に通っている	幼稚園、保育園、保育所、障害児施設等に通っている	その他	無回答
18歳未満	6	0.0	0.0	0.0	16.7
18～64歳	93	1.1	1.1	8.6	6.5
65歳以上	147	0.0	0.0	6.8	15.0

◆働いている人の勤務形態◆

平日の昼間「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」方の勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 44.9%と最も多く、次いで「正規職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」「自営業、農林水産業等」が 22.4%、「正規職員で短時間勤務等の障がい者配慮がある」が 4.1%となっています。

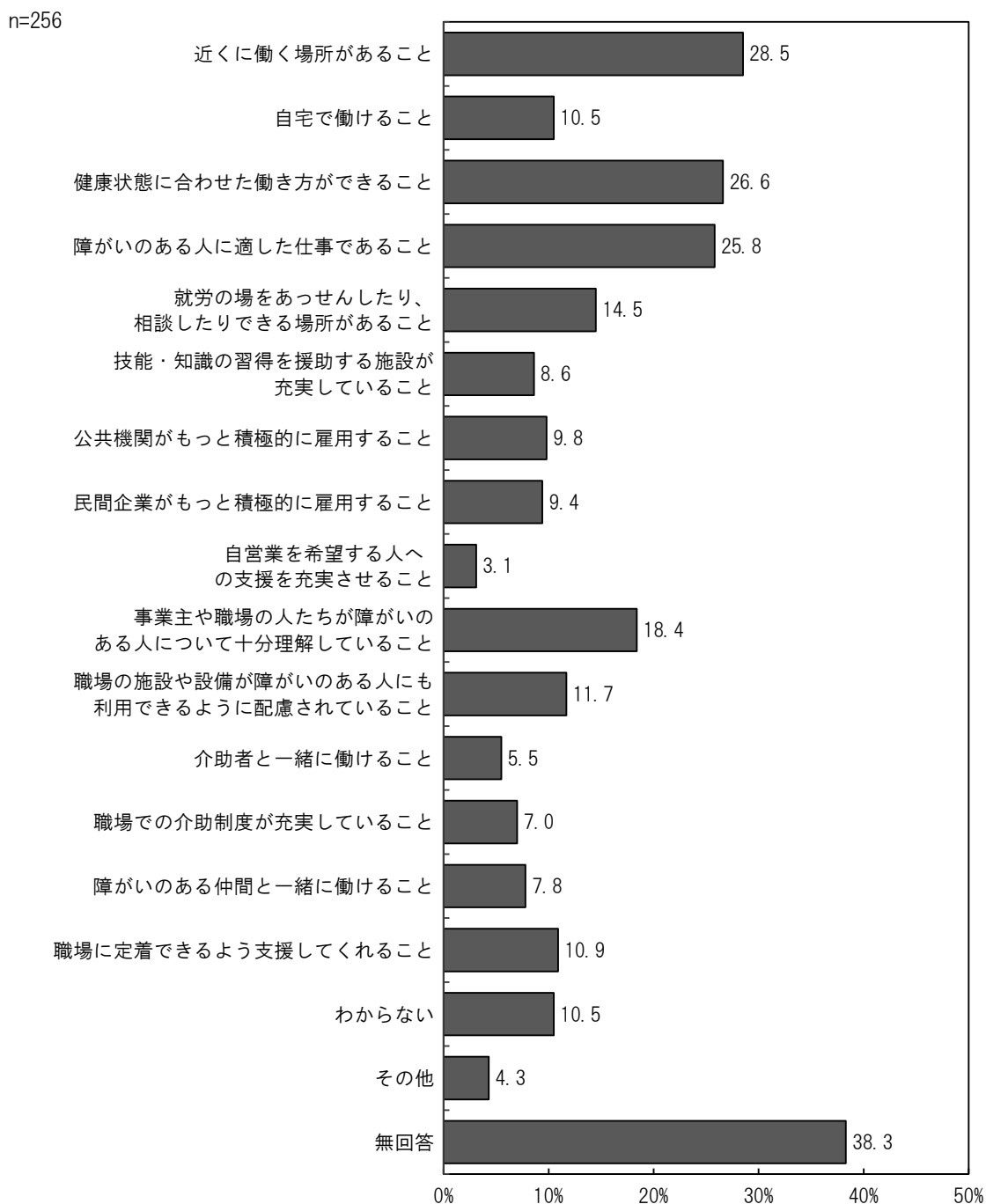
年齢別にみると、18～64 歳では「正規職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」、65 歳以上で「自営業、農林水産業等」がそれぞれ他と比較して多くなっています。18 歳未満の回答者には、該当者はいませんでした。



	n	条 件 正 規 職 員 で 他 の 職 員 と 勤 務	障 が 正 規 職 員 で 配 慮 が あ る 勤 務 等 の	常 勤 パ ー ト 職 員 ・ ア ル バ イ ト 等 の 非	自 営 業 、 農 林 水 産 業 等	そ の 他	無 回 答
単位: %							
18歳未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18～64歳	35	25.7	5.7	54.3	8.6	2.9	2.9
65歳以上	12	8.3	0.0	25.0	58.3	0.0	8.3

◆働くために必要なこと◆

「近くに働く場所があること」が 28.5%と最も多く、次いで「健康状態に合わせた働き方ができること」が 26.6%、「障がいのある人に適した仕事であること」が 25.8%となっています。



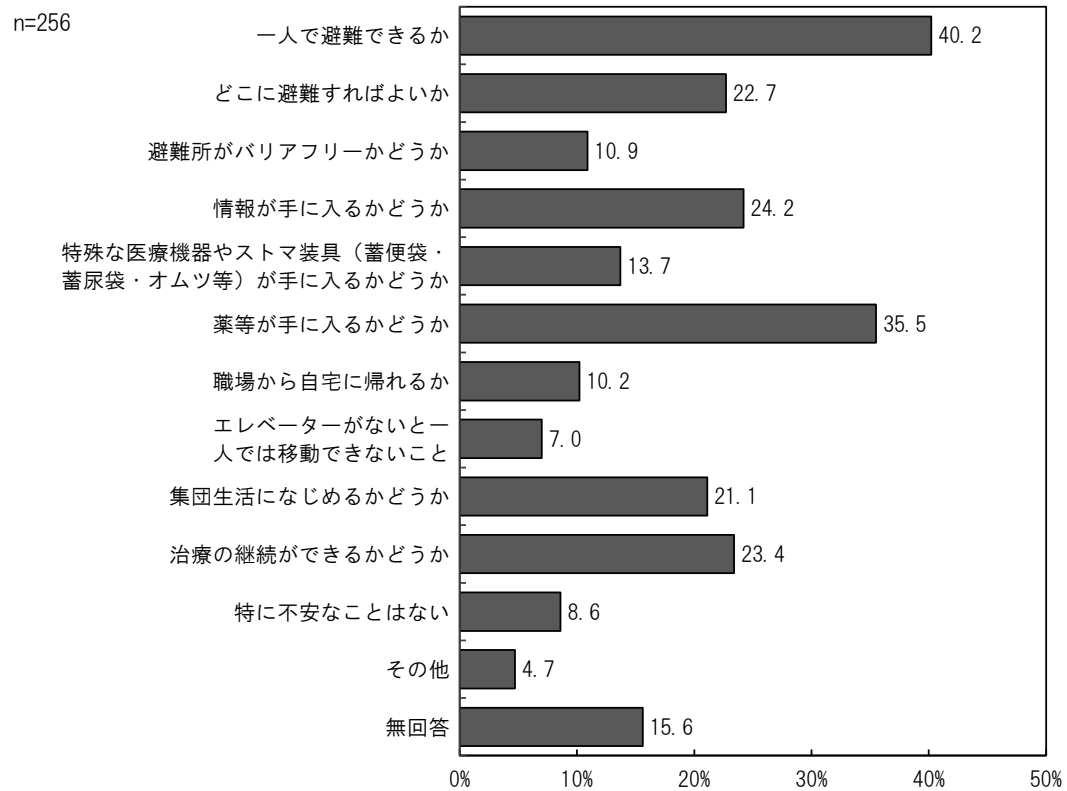
年齢別にみると、働いている人が多い18～64歳の年齢では、全体と比較して、「近くに働く場所があること」「健康状態に合わせた働き方ができること」「障がいのある人に適した仕事であること」「事業主や職場の人たちが障がいのある人について十分理解していること」「職場の施設や設備が障がいのある人にも利用できるように配慮されていること」「職場に定着できるよう支援してくれること」が多くなっています。

単位:%	n	近くに働く場所があること	自宅で働けること	と健康状態に合わせた働き方ができること	と障がいのある人に適した仕事であること	就業場所があること	技能・知識の習得を援助する施設が充実していること	と公共機関がもっと積極的に雇用すること	と民間企業がもっと積極的に雇用すること	自営業を希望する人への支援を充実させること	事業主や職場の人たちが障がいのある人について十分理解していること
18歳未満	6	66.7	16.7	33.3	83.3	33.3	33.3	16.7	16.7	16.7	83.3
18～64歳	93	38.7	10.8	36.6	35.5	21.5	10.8	12.9	16.1	4.3	26.9
65歳以上	147	19.7	10.9	19.0	16.3	8.8	6.1	8.2	5.4	2.0	10.2

単位:%	n	職場の施設や設備が障がいのある人にも利用できること	介助者と一緒に働けること	職場での介助制度が充実していること	障がいのある仲間と一緒に働けること	と職場に定着できるよう支援してくれること	わからない	その他	無回答
18歳未満	6	50.0	50.0	33.3	33.3	50.0	0.0	0.0	16.7
18～64歳	93	17.2	7.5	10.8	11.8	19.4	8.6	4.3	21.5
65歳以上	147	6.8	2.7	3.4	4.1	4.1	11.6	4.8	50.3

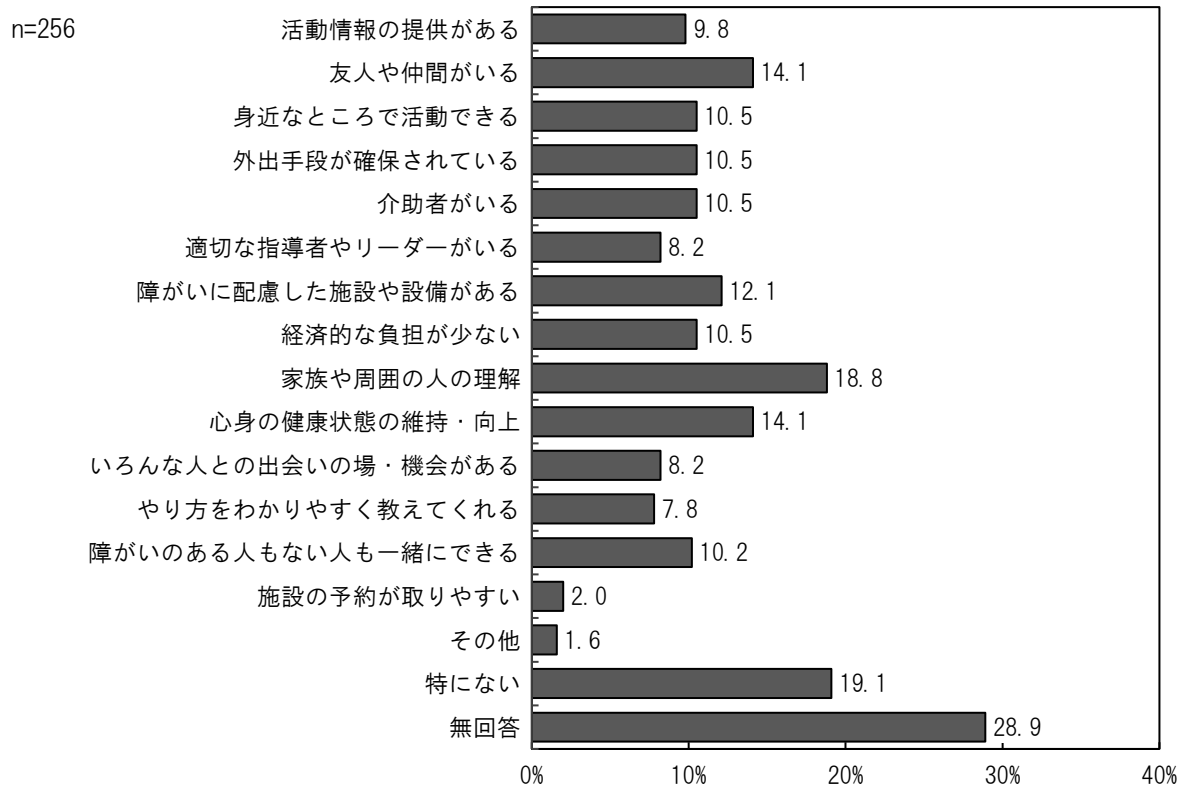
◆災害に遭ったときにどういうことで不安を感じると思うか◆

「一人で避難できるか」が40.2%と最も多く、次いで「薬等が手に入るかどうか」が35.5%、「情報が手に入るかどうか」が24.2%となっています。



◆社会活動、余暇活動に参加するために必要な条件◆

「特にない」が19.1%と最も多く、次いで「家族や周囲の人の理解」が18.8%、「友人や仲間がいる」「心身の健康状態の維持・向上」が14.1%となっています。



第3節 課題と今後の方向性

1 地域での生活について

【アンケート調査より】

- 今後の希望する暮らしは、「実家で家族と一緒に暮らしたい」が最も多い。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で生活するために必要なことは、「病院や診療所が近くにあること」、「いざというときに施設に入れること」が多い。

【現行計画の進捗状況より】

- 施設入所者数は減少傾向にあり、地域生活への移行が進んでいる。
- 地域生活支援拠点は圏域内の市町で検討しているが、未設置となっている。



施設入所者の減少から地域生活への移行は進みつつあることがうかがえます。障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、地域で生活しながら適切な支援が受けられることが必要とされているため、引き続き地域で生活するためのサービスの提供等、支援に取り組めます。

また、地域生活支援拠点の設置を目指して検討を進める必要があります。

2 理解促進、権利擁護について

【アンケート調査より】

- 障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先については、「町役場（町の相談窓口）」や「広報おおたき」等のお知らせの割合が高い。
- 成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が最も多く、「名前も内容も知っている」は約2割となっている。
- 困ったとき、悩んでいるときの相談先については、「父・母・その他家族」が最も多い。

【ヒアリング調査より】

- 障がい者と地域の人との交流のきっかけがない。交流を深め、理解を広げていくこと、まずは知ってもらうことが重要。

【現行計画の進捗状況より】

- ・緊急時のコミュニケーション手段の支援、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業が未実施となっていた。
- ・「合理的配慮」について、庁舎内の掲示場・担当課窓口で周知を行ってきたが、町広報・ホームページ等への掲載は行っていない。

地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業が未実施だったほか、「合理的配慮」についての啓発等も不十分だったため、充実させていく必要があります。

情報の入手先については、「町役場（町の相談窓口）」が最も多くなっているため、町としてわかりやすい情報発信に努めることが重要です。また、困った際の相談先は身近な人が多くなっているため、必要な場合には専門機関が適切に利用されるよう、相談窓口の周知も進める必要があります。

3 子どもへの支援体制について

【アンケート調査より】

- ・幼稚園、保育所、学校、通園施設等に通ううえで重要と思うものについては、「学習支援や介助等、園・学校生活のサポート」、「送迎等、通園・通学のサポート」が特に多く、「生活訓練や職業訓練等、専門的な指導」、「福祉サービス事業所等、外部の支援機関との連携」、「放課後や夏休み等の一時預かりができる場所を増やす」も重視されている。

【現行計画の進捗状況より】

- ・母子保健事業、子育て支援事業を通じて、乳幼児期における疾病や障がいの予防と早期発見に努めている。
- ・すべての事業はおおむね計画通りに実施されており、障がいのある子どもの状況に合わせて取り組みを進めている。

これまで、障がいの予防・早期発見に加え、特別支援教育の充実等に努めてきました。引き続き、障がいの早期発見や、子ども一人ひとりの特性に応じた支援の充実に取り組むことが重要です。

4 就労について

【アンケート調査より】

- 平日の昼間の過ごし方については、「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」が19.1%となっている。
- 働いている人の勤務形態についてみると、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が最も多くなっている。
- 働くために必要なことについてみると、「近くに働く場所があること」、「健康状態に合わせた働き方ができること」、「障がいのある人に適した仕事であること」が多くなっている。また、「事業主や職場の人たちが障がいのある人について十分理解していること」も次いで多くなっている。

【現行計画の進捗状況より】

- 障がい者雇用にかかわる制度・施策の周知については、町単独での実施が難しいため、圏域の市町や関係機関と連携して取り組んでいる。
- 就職情報案内事業について、町内の企業の紹介を実施しているが、障がい者の一般雇用についての掲載内容が十分でないため、各企業から障がい者の雇用に関する情報提供を求める必要がある。

障がい者の状況に応じた就労の場の拡大が求められています。引き続き、圏域の市町や関係機関と連携して就労しやすい環境の整備に努めます。

また、雇用する企業や従業員が障がい者雇用に対する理解を深められるよう働きかけ、連携を進めることも重要です。

5 安全・安心な暮らしの確保について

【アンケート調査より】

- 災害に遭ったときにどういうことで不安を感じると思うかについては、「一人で避難できるか」、「薬等が手に入るかどうか」、「情報が手に入るかどうか」が多くなっている。

【ヒアリング調査より】

- リハビリ参加希望者が多いが、移動手段の確保が難しい。
- ハザードマップをもっと活用する必要があるのではないか。

【現行計画の進捗状況より】

- ・地域生活支援事業、住宅入居等支援事業については未実施となっている。
- ・外出手段が限られた中での福祉タクシーや外出支援サービスの利用回数、利用場所の制限等について、障がい者の社会参加を推進していくうえで改善が必要。
- ・災害時等の緊急時に備えて、地域ぐるみで見守り・支え合いのネットワークづくりを推進している。避難所等での備品等の整備が不十分であるので充実を図っていく必要がある。

安全や災害に関する意識が高まっている中、緊急時に備えたネットワークづくりや、適切な情報提供を推進する必要があります。

また、外出や移動の支援を改善し、障がい者が安心して社会参加できる環境づくりを進めることが重要です。

6 健康的で文化的な生活への支援について

【アンケート調査より】

- ・社会活動、余暇活動に参加するために必要な条件については、「特にない」が最も多く、「家族や周囲の人の理解」、「友人や仲間がいる」、「心身の健康状態の維持・向上」が続いている。

【ヒアリング調査より】

- ・コロナ禍で、外出や移動が制限されているため行事等の楽しみが減っている。
- ・移動支援やボランティアの協力が必要で、活動を維持していくことが難しい。

【現行計画の進捗状況より】

- ・健康づくりに向けた講座は参加につながりやすいため、今後も継続して取り組む必要がある。

健康づくりと社会参加の両面から、支援を行ってきました。講座や学習機会を設け、参加者や社会の状況に応じて活動に参加する機会を確保するとともに、参加しやすくするための支援を実施する必要があります。

第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

国では、平成18年の障害者自立支援法の施行を端緒に、障がい者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。平成30年には障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障がい福祉の推進のために地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきており、本町でも障がいのある方の生活を支援するため、様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、障害者基本法が掲げる「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現はいまだ道半ばであるため、この実現を目指し、着実に歩いていく必要があります。

このため、本計画では、まちづくりを推進していくための基本理念（基本的な考え方）を、「一人ひとりを大切に、ともに生きるまちづくり」と定めます。本町では、すべての住民がお互いに人権を尊重し、地域で支え合うことができるまちづくり、そして、すべての障がい者が自分の望む生き方を主体的に選ぶことで、個性を発揮して地域で活躍でき、きめ細かな支援を受けながら自立した生活を送ることができるまちづくりを目指します。

一人ひとりを大切に、ともに生きるまちづくり

第2節 基本方針

1 「合理的配慮」の拡充とその基礎となる環境整備

障害者権利条約では、「合理的配慮」、すなわち、「障がいがあることで生じる不利益を解消するための適切な対応や調整を、『過大な負担がかからない範囲』で行うこと」を社会の責務と位置づけました。本町においても、あらゆる施策分野で、「合理的配慮」を最大限に行うことを目指し、その基礎となる環境整備を進めていきます。

2 療育・リハビリテーションの重視

障がい・発達の遅れ・不安等を早期に発見し、適切な療育やリハビリテーションを行うことは、心身機能の維持・回復のみならず、その後の社会生活に大きな効果があると考えられます。本町では、今後も療育・リハビリテーションを重視した障がい者施策を推進していきます。

第3節 基本目標と施策の体系

1 基本目標

基本理念に基づき、以下の6つの基本目標を掲げます。

①地域生活への支援の充実

障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けることができるよう取り組みを進めることで、住民が相互に尊重し合い、安心して暮らすことのできる地域の実現を目指します。

障がい者ができる限り住み慣れた地域で自立生活を継続できるよう、また、施設入所者や長期入院者が地域生活に移行できるよう、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業や、その他の各種生活支援サービス等、心身の状況やニーズに応じた多様な支援を進めます。また、障がい保健福祉圏域で連携しながら、地域生活支援拠点の整備を進めます。

②理解を広げ、権利を擁護する取り組みの推進

障がいに対する理解を深め、虐待の防止や権利擁護に取り組むことは、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現の基本となるものです。

家庭や地域、学校、職場等あらゆるところで、すべての住民が互いに尊重し合い、障がいへの正しい理解を深めるため、多様な啓発活動を推進していきます。

また、ケアマネジメント等を通じたきめ細かな相談支援に努めるとともに、手話・要約筆記等、多様な手段でコミュニケーションが行える環境づくりに努めます。

さらには、親亡き後の財産管理、成年後見制度の利用促進等、障がい者の権利を擁護し、自立した意思決定を支援するしくみづくりを進めていきます。

③子どもへの支援体制の充実

障がいのある子どもが地域とともに学び、育つことは、その子の将来の生活や地域社会を豊かにするためにとても重要です。

そのため、地域の子ども・子育て支援施設や療育施設、学校が連携しながら、障がいの状況や特性、発達の状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、関係機関との連携により適切な進路相談・指導の実施に努めます。

④就労支援の強化

障がい者が地域ではつらつと働き、活動することは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活を送るためにも重要です。

行政自らが障がい者の雇用に努めるとともに、企業等での雇用を積極的に促進し、障がい者の就労の拡大を図ります。また、企業等への就職が困難な方への福祉的就労の機会の確保を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障がい者が就労や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

⑤安全・安心な暮らしの確保

障がい者が、地域で安全に安心して暮らしていけるよう、関係機関や地域住民と連携しながら、医療、交通、防犯等の面での障がい者への配慮に努めるとともに、バリアフリー、ユニバーサルデザインの生活空間づくりを一層進めていきます。

また、災害等の緊急時に備え、地域ぐるみで障がい者を見守る支え合いのネットワークづくりを進めていきます。

⑥健康で文化的な生活への支援

障がい者一人ひとりの生活の質(QOL)の向上を図るため、また、心身機能の維持・回復を図るため、ライフステージや心身の状況に応じた疾病予防・健康づくり・医学的リハビリテーションの取り組みを促進します。

また、障がい者の生活を豊かにし、地域住民の障がいへの理解を深めるため、生涯学習活動やスポーツ活動、社会活動等、幅広い活動への参加を促進していきます。

2 施策の体系

本計画では、以下のような体系に基づいて施策に取り組みます。

基本理念	基本目標	施策の方向
一人ひとりを大切に、ともに生きるまちづくり	1 地域生活への支援の充実	(1) 居住の場への支援の充実
		(2) 地域生活支援拠点の整備
		(3) 日中活動への支援の充実
		(4) 生活支援サービスの充実
	2 理解を広げ、権利を擁護する取り組みの推進	(1) 障がいに関する理解促進
		(2) 相談支援の充実
		(3) 権利擁護及び自立した意思決定の推進
		(4) 円滑なコミュニケーションの支援
	3 子どもへの支援体制の充実	(1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保
		(2) 特別支援教育の推進
		(3) 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進
	4 就労支援の強化	(1) 一般就労の促進
		(2) 行政自身の障がい者雇用対策の強化
		(3) 福祉的就労の促進
	5 安全・安心な暮らしの確保	(1) 障がい者にやさしい公共空間の整備
		(2) 暮らしやすい住宅づくりの促進
		(3) 外出手段の確保
		(4) 地域医療の充実促進
		(5) 生活安全対策の推進
	6 健康的で文化的な生活への支援	(1) 心と体の健康づくりの推進
		(2) 生涯学習機会の拡大
		(3) スポーツ・レクリエーションへの参加の促進

第2編 障がい者基本計画

第1章 地域生活への支援の充実

第1節 居住の場への支援の充実

現状と課題

障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けることができるよう取り組みを進めることで、住民が相互に尊重し合い、安心して暮らすことのできる地域の実現を目指します。

障がい者の居住の場について、町内には主に精神障がい者が長期入院から地域生活移行を進めるグループホームがあります。入所施設は町内にはなく、近隣市町村の施設が利用されています。

施策内容と主な事業

- 居住系サービスは、障がい者が地域で安心して生活していくために重要であるため、ニーズに応じた確保を図っていきます。

事業名	事業内容	担当課
介護給付費 施設入所支援の実施	施設入所支援事業により、障がい者支援施設等に入所している方に、主に夜間に日常生活上の支援を行います。	健康福祉課 社会福祉係

- グループホームの家賃助成及び運営費補助を引き続き実施していきます。

事業名	事業内容	担当課
介護給付費 共同生活援助の実施	共同生活援助事業により、障がいのある人が共同生活を営む住居において、主に夜間に必要な日常生活上の援助を行います。	健康福祉課 社会福祉係

第2節 地域生活支援拠点の整備

現状と課題

地域生活支援拠点とは、障がい者の地域生活を総合的に支援するため、グループホーム等の居住支援機能と、緊急時の短期入所等の地域支援機能を併せ持つ施設です。

夷隅障がい保健福祉圏域で連携しながら、地域生活支援拠点の整備を進めます。

施策内容と主な事業

- 夷隅障がい保健福祉圏域（勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町）で連携し、地域生活支援拠点の整備を進めます。

事業名	事業内容	担当課
地域生活支援拠点の整備	地域生活支援拠点の設置に向けて圏域内の市町で整備を進めます。	健康福祉課 社会福祉係

第3節 日中活動への支援の充実

現状と課題

障がい者ができる限り住み慣れた地域で自立生活を継続できるよう、また、施設入所者や長期入院者が地域生活に移行できるよう、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業や、その他の各種生活支援サービス等、心身の状況やニーズに応じた多様な支援を進めます。

日中活動の場は、障がい者の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のために重要です。町内には、就労継続支援（B型）事業所が2か所と、地域活動支援センター、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所がありますが、町内の障がい者は町外の事業所を含め、広域的にサービスを受けています。

施設入所者の減少から地域生活への移行が進みつつあることがうかがえるため、日中活動の場について充実を図っていく必要があります。

施策内容と主な事業

- 福祉的就労や社会参加、療育・発達支援等を行う「日中活動の場」の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
介護給付 訓練等給付	障がい者の自立と社会参加、家族等の介護負担軽減のため、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護等を実施し、各障がい者、家族等のニーズに合わせ支給決定を行います。	健康福祉課 社会福祉係
障害児通所給付費 放課後等デイサービス事業	放課後等デイサービス事業により、就学中の障がい児に対して、授業の終了後または休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	健康福祉課 社会福祉係
地域生活支援事業 地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業については、いすみ地域活動支援センターレインボーに夷隅郡市2市2町で共同委託しています。創作活動、生産活動を通じて、障がい者の社会復帰と各種行事の開催により、障がい者と地域の方との交流を図ります。	健康福祉課 社会福祉係



第4節 生活支援サービスの充実

現状と課題

「ホームヘルプサービス（居宅介護）」や「ショートステイ（短期入所）」等、在宅生活支援サービスは、在宅生活での障がい者本人の生活の質を高めるとともに、家族等の介護負担の軽減を図るものです。

今後も、障がい者や家族が安心して在宅生活を継続できるよう、ニーズに応じたサービスの充実を図っていく必要があります。

施策内容と主な事業

- 障害者総合支援法に基づく在宅生活支援サービスの充実に努めるとともに、特別障害者手当をはじめとする各種年金・手当、税や利用料の特別措置等、経済的支援制度の周知と利用促進に努めます。

事業名	事業内容	担当課
特別障害者手当 障害基礎年金 等	特別障害者手当をはじめとする各種年金・手当、税や利用料の特別措置等、経済的支援制度を広報・HPにて周知し、利用促進に努めます。	健康福祉課 社会福祉係
在宅生活支援サービスの充実 介護給付費	障害者総合支援法に基づく在宅生活支援サービスの提供体制の確保に努めます。	健康福祉課 社会福祉係



第2章 理解を広げ、権利を擁護する取り組みの推進

第1節 障がいに関する理解促進

現状と課題

国では、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の障害者差別解消法の制定等、障がいを理由とする差別の解消に向けた国内法を整備し、平成26年には、障がい者の権利擁護に関する国際水準である障害者権利条約を批准しました。本町においても、条約が求めるレベルでの「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境整備」を進めていくことが重要です。

また、地域生活支援事業の理解促進・啓発事業や「合理的配慮」についての啓発等の進捗状況が十分でなかったため、充実させていく必要があります。

家庭や地域、学校、職場等あらゆるところで、すべての住民が互いに尊重し合うことができるよう、障がいへの正しい理解を深める多様な啓発活動を推進していきます。

施策内容と主な事業

- 障がい者福祉のことを町民がより深く理解するために、地域生活支援事業の「理解促進研修・啓発事業」等を活用し、障がいのある人となない人の日常的な交流・ふれあいを一層拡大していきます。

事業名	事業内容	担当課
地域生活支援事業 理解促進研修・啓発事業	地域住民の障がいへの理解を深めるため、窓口や掲示板、ホームページ等を活用した啓発を行います。	健康福祉課 社会福祉係
地域における交流機会の充実	夷隅郡市2市2町の共同委託事業として様々な交流を推進します。また、身体障害者福祉会に対し、補助金を交付し地域やボランティアとの交流機会を支えています。	健康福祉課 社会福祉係

- 障害者権利条約で掲げられた「合理的配慮」について、重点的に啓発活動を進めていきます。

事業名	事業内容	担当課
合理的配慮の啓発	「合理的配慮」に関して町広報やホームページを活用し啓発活動を実施します。	健康福祉課 社会福祉係

- 家庭、学校、地域が連携しながら、障がい者の置かれている社会的な課題や、障がい者福祉の理念、制度等の理解を深める福祉教育を実践していきます。

事業名	事業内容	担当課
福祉教育推進事業	学校と連携し、保健体育等の授業を通して、障がい者福祉について理解促進を図ります。	健康福祉課 社会福祉係
	各小中学校で、指導計画に基づき福祉教育に関する学習機会を設け、知識の普及に努めます。	教育課 学校教育係

第2節 相談支援の充実

現状と課題

障がい者や家族が身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談できることは、自立生活のための基本です。本町では、健康福祉課社会福祉係を中心に、庁内各課・係や町社会福祉協議会が連携し、障がい者への相談を行っています。また、圏域でより専門的な相談を行う機関として夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）や東上総児童相談所、中核地域生活支援センター夷隅ひなた、さらには相談支援事業所（相談支援事業所ぞらいろ、いすみ地域活動支援センターレインボー等）があるほか、身体障がい者相談員、民生委員・児童委員等も個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

アンケート調査結果では、困った際の相談先として身近な人が多くなっているため、必要な場合には専門機関が適切に利用されるよう、相談窓口の周知も進める必要があります。

施策内容と主な事業

- 様々な状況の障がい者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、各相談場所における、体制の充実を促進します。また、障がい者や家族等が抱える様々な問題の迅速な解決に向け、障がい者自立支援協議会等を通じて、各部門の連携強化に努めます。

事業名	事業内容	担当課
相談支援事業	圏域内の専門機関のほか、身体障がい者相談員、民生委員・児童委員等も個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めます。また、夷隅地区自立支援協議会の専門部会と連携強化し当事者が抱える問題を迅速に解決できるよう努めます。	健康福祉課 社会福祉係 社会福祉協議会

- 障害者総合支援法の「計画相談支援」、児童福祉法の「障害児相談支援」については、サービス利用者全員のケアプランの作成を目指し、体制整備を促進していきます。

事業名	事業内容	担当課
相談支援事業	計画相談事業を実施し、障がい者（児）が、それぞれに合ったサービスを利用できるようケアプランの作成を行います。	健康福祉課 社会福祉係

- 各相談場所では、様々な状況の障がい者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応や、絵記号の活用、手話の活用等に努めていきます。

事業名	事業内容	担当課
相談支援事業	庁内各課や社会福祉協議会が連携し、障がい者への相談を行います。プライバシーへ配慮することを基本とし、障がいの種別に応じた対応に努めます。聴覚障がい者へは筆談による対応を行っています。	健康福祉課 社会福祉係 社会福祉協議会

第3節 権利擁護及び自立した意思決定の推進

現状と課題

障がいに対する理解を深め、虐待の防止や権利擁護に取り組むことは、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現の基本となるものです。

障がい者の権利を擁護するしくみには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理等を援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人等が法律行為を代理する「成年後見制度」があります。「日常生活自立支援事業」は、県社会福祉協議会が担っており、町社会福祉協議会がその相談窓口としての役割を担っています。「成年後見制度」は、民法に基づく制度で、家庭裁判所に申立てをし、手続きをするもので、町ではその普及や利用支援に努めています。

また、十分な情報提供によって障がい者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは、自立した意思決定を実現するために必要です。アンケート調査の結果から、情報の入手先については、「町役場（町の相談窓口）」が最も多くなっているため、町としてわかりやすい情報発信に努めることが重要です。

本町における主な情報提供手段として、町の広報紙やホームページ等がありますが、障がい者や介助者の高齢化が進む中、これらの情報提供手段についても、よりわかりやすくなるよう、検討、工夫していく必要があります。

施策内容と主な事業

- 福祉サービスの利用、財産の管理等に関する権利を擁護するため、「日常生活自立支援事業」の利用を促進するとともに、地域生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」により、「成年後見制度」の利用促進と後見人・後見団体の育成を図ります。

事業名	事業内容	担当課
日常生活自立支援事業 (金銭管理)	日常生活自立支援事業を通して、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。 社会福祉協議会と連携し、制度を周知することで必要とする方が利用できるように努めます。	健康福祉課 社会福祉係 社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業を通して、成年後見制度の利用促進と後見人・後見団体の育成を図ります。	健康福祉課 社会福祉係

- 啓発活動を通して福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、「千葉県運営適正化委員会」(千葉県社会福祉協議会によって設置されている第三者機関)等と連携しながら相談・対応を強化します。

事業名	事業内容	担当課
権利擁護	福祉サービス等に関する苦情に対応する体制を整備し、適切なサービスを提供できるよう努めます。	健康福祉課 社会福祉係
福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止	障がいのある人に接することの多い福祉施設をはじめとする関係者に向けてチラシの配布、ポスター等の掲示等を実施し、理解の促進及び差別の解消に努めます。	健康福祉課 社会福祉係

- 家庭・地域での虐待や金銭詐取等に対して、防止ネットワークの強化に努めます。

事業名	事業内容	担当課
権利擁護 日常生活自立支援事業	金銭管理ができないなど、生活に困難を抱える障がい者には、日常生活自立支援事業の利用促進を図り、障害福祉サービスの適切な利用や権利擁護が適切に行われるよう努めます。また、家庭や地域での虐待防止や権利擁護を図るため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所と連携をとり、早期発見、早期対応に努めます。	健康福祉課 社会福祉係

- 町の広報紙やインターネットホームページ等の情報提供手段については、障がい者に配慮したものとなるように、検討、工夫していきます。

事業名	事業内容	担当課
広報おおたき発行事業	広報おおたきの情報を音声データ化したCDを図書館や各出張所へ配備することにより視覚障がいがある方も情報を取得できるよう工夫します。	総務課 文書広報係
アクセシビリティに配慮した情報発信	ホームページの情報を音声読み上げソフトに対応できるよう意識して掲載し、視覚障がいがある方でも取得できるよう工夫します。 ホームページの掲載内容についてアクセシビリティが一層充実するよう、年1回研修等を通じて職員の意識向上を図ります。	総務課 文書広報係



第4節 円滑なコミュニケーションの支援

現状と課題

視覚や聴覚、言語障がいや知的障がい、精神障がいの方が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

地域生活におけるコミュニケーション手段を確保し、緊急時にもコミュニケーションが可能となるよう支援します。

施策内容と主な事業

- 地域生活支援事業の「日常生活用具給付等事業」や「意思疎通支援事業」等を活用しながら、在宅でのコミュニケーションを支援する情報・意思疎通支援用具の給付を行うとともに、行事・イベント等での手話通訳・要約筆記等の活用を促進します。

事業名	事業内容	担当課
日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業を実施して障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。	健康福祉課 社会福祉係
意思疎通支援事業	意思疎通支援事業を実施して障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するため手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。	健康福祉課 社会福祉係

- 緊急時のコミュニケーション手段について、障がい特性に応じたきめ細かな支援を図ります。

事業名	事業内容	担当課
緊急時の意思疎通支援	災害等の緊急時に避難所等で避難者の障がいの状況に合ったコミュニケーション手段を採用するほか、避難していない方に対しても状況確認を行います。	健康福祉課 社会福祉係

第3章 子どもへの支援体制の充実

第1節 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

現状と課題

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期訓練・療育、発達支援は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性等の発達を促すためにも重要です。

本町ではこれまで、母子保健事業、子育て支援事業を通じて、乳幼児期における疾病や障がいの予防と早期発見に努めてきました。引き続き、障がいの早期発見や、子ども一人ひとりの特性に応じた支援の充実に取り組むことが重要です。育ちの遅れや障がい等の心配がある子どもに対しては、こども発達支援センターそらいろで児童発達支援事業が実施されるほか、同センターの協力により、町の事業である「おひさまキッズ」や、保育所等での相談・指導（保育所等訪問支援）等を実施します。

施策内容と主な事業

- 疾病や障がいの予防・早期発見を図るため、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談等、母子保健事業、子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
母子保健事業 子育て支援事業 保育所等訪問支援	母子保健事業、子育て支援事業を通じて、乳幼児期における疾病や障がいの予防と早期発見に努めます。育ちの遅れや障がい等の心配がある子どもに対しては、「おひさまキッズ」や、保育所等での相談・指導（保育所等訪問支援）等を実施します。また、保育園や学校と情報交換会を行うなど関係機関と連携して支援に取り組めます。	健康福祉課 保健予防係

- 育ちの遅れや障がい等の心配がある子どもについては、児童発達支援事業等、各種の療育・発達支援の事業の利用を促進していきます。

事業名	事業内容	担当課
児童発達支援事業 保育所等訪問支援	育ちの遅れや障がい等の心配がある子どもに対しては、こども発達支援センターそらいろで児童発達支援事業を実施するほか、同センターの協力により、「おひさまキッズ」や、保育園等での相談・指導（保育所等訪問支援）等を実施します。	健康福祉課 社会福祉係

第2節 特別支援教育の推進

現状と課題

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点から、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

アンケート調査結果から学習や生活の支援ニーズは引き続き高くなっているため、関係部署で連携しながら一人ひとりに合わせた教育を推進します。

施策内容と主な事業

- 「特別支援教育コーディネーター」を中心に、職員の特別支援教育に対する理解の促進に努めるとともに、「特別支援学校」の協力を得ながら、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。

事業名	事業内容	担当課
特別支援教育推進事業	各小中学校の特別支援コーディネーターを中心に研修を充実させるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を行います。また、各小学校に配置された特別支援教育支援員との連携のもと、チームとして特別支援教育を推進します。必要に応じ県立特別支援学校教諭に巡回相談を依頼し、専門的な立場からの指導・助言のもと、適切な指導を行っていきます。	教育課 学校教育係

- 支援が必要な児童・生徒に対して、教育指導面の「個別の指導計画」、福祉、医療等との連携計画である「個別的教育支援計画」、進路指導と卒業後のフォローについての「個別移行支援計画」を作成するなど、多面的な支援にあたります。

事業名	事業内容	担当課
サポートファイル 「おひさま」	教育課と連携し、サポートファイル「おひさま」の活用を促進し、支援を必要とする障がい児やその家族に対して一貫した継続的な支援を実施します。	健康福祉課 社会福祉係
「個別の指導計画」 「個別的教育支援計画」の作成推進事業	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくため、特別に支援を要する児童・生徒に対し、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成します。 障がいのある児童・生徒は増加の傾向にあり、教育と医療、福祉、保健、労働等の様々な関係機関との密接な連携協力を推進するため、サポートファイル「おひさま」を対象となる児童・生徒に配布し活用します。	教育課 学校教育係

- 学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実等に努めます。

事業名	事業内容	担当課
学校施設のバリアフリー化、安全対策等	学校施設のバリアフリー化や安全対策に努めるとともに、情報学習機材の導入に向けた検討を進めます。	教育課 学校教育係

- 保健部門と教育部門が密接に連携しながら、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な教育・支援の実施に努めます。

事業名	事業内容	担当課
おひさまキッズ事業 5歳児のびのび発達相談事業	発育発達で心配のある幼児とその保護者を対象に幼児の成長発達を保護者と見守るとともに、保護者の育児支援を行います。 また、保育園年中児を対象に集団行動を観察し、その結果をもとにスムーズな就学支援につなげます。	教育課 学校教育係 保育園係

第3節 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進

現状と課題

障がいのある子どもが地域でともに学び、育つことは、その子の将来の生活や地域社会を豊かにするためにとても重要です。

そのため、地域の子ども・子育て支援施設や療育施設、学校が連携しながら、障がいの状況や特性、発達の状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。保育園や放課後児童クラブにおいても、小中学校と同様に、障がいや発達の遅れのある児童・生徒を可能な限り受け入れ、障がいのある子もない子も、ともに地域で育てる環境づくりに努めます。また、こども発達支援センターそらいろにおいて、児童福祉法の放課後等サービス、いわゆる障がい児の学童保育を実施しています。

今後も、保護者の就労等による保育ニーズに基づき、これらのサービスを充実させていくことが求められます。

施策内容と主な事業

- 障がいや発達の遅れのある児童へのきめ細かな対応を図るため、保育士、指導員等の人員の充実を図るとともに、保育所等訪問支援の活用や研修等の充実により、保育士、指導員等の障がい児支援・発達支援に関する知識・技術の向上に努めます。

事業名	事業内容	担当課
障がい児支援 児童発達支援	保育の場において、発達に偏りがみられる子、集団生活になじめない子（集団での理解が難しい、友だちとかかわれない等）を支援します。	教育課 保育園係
保育士の資質向上	保育士のスキル向上を図ることで、個々に応じた対応や支援を充実させます。	教育課 保育園係
各機関との連携	各機関との情報交換や事業を共有することで、連携のネットワークを強化し、小中学校への継続した支援につなげます。	教育課 保育園係
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援を実施し、障がいや発達に不安のある子どもが、集団生活の中で安心して過ごせるよう、保護者や保育園等の担当職員に専門的な助言や支援を行います。	健康福祉課 社会福祉課係

第4章 就労支援の強化

第1節 一般就労の促進

現状と課題

障がい者が地域ではつらつと働き、活動することは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活を送るためにも重要です。

障がい者の一般雇用については、本町ではハローワークいすみをはじめとする関係機関と連携を図りながら取り組んでいますが、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の各種関係機関では雇用の底上げや職場適応への支援などを行っています。

アンケート調査結果から、障がい者の状況に応じた就労の場の拡大が求められているため、引き続き圏域の市町や関係機関と連携して就労しやすい環境の整備に努めます。

近年、国では障がい者等が農業分野で活躍することを通し、自信や生きがいを持って社会参画を実現するという「農福連携」の取り組みを推進しています。本町でも農業資源を生かし、農福連携に取り組んでいけるよう、関係機関との連携を強化します。

施策内容と主な事業

- 関係機関と連携し、障がい者雇用にかかわる制度・施策の周知を図るとともに、企業等に対し、雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請していきます。

事業名	事業内容	担当課
障がい者雇用にかかわる制度・施策の周知	夷隅地区自立支援協議会の雇用就労部会等で実施するセミナー等へ協力し、障がい者や企業に対し、障がい者雇用にかかわる制度・施策の周知に努めます。	健康福祉課 社会福祉係

- 大多喜町内の企業紹介を実施するうえで、各企業における施設環境や労働条件等の情報を掲載し、障がい者雇用の促進を図ります。

事業名	事業内容	担当課
就職情報案内事業	大多喜町内の主な企業を掲載したチラシを作成し、就職情報の提供を行い、障がい者の雇用の促進を図ります。	商工観光課 商工労政係

- 福祉的就労を行っている事業所や、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就業面と生活面の一体的な支援を図っていきます。

事業名	事業内容	担当課
就業面と生活面の一体的な支援	障害者就業・生活支援センターを中心として就業面と生活面の一体的な支援を行います。必要に応じて中核地域支援センターと連携します。	健康福祉課 社会福祉係

第２節 行政自身の障がい者雇用対策の強化

現状と課題

職員数 48 人以上の地方公共団体の障がい者法定雇用率は、常用労働者の 2.3%以上となっています。令和 2 年 11 月現在、法定雇用率を達成している状況です。

しかし、町役場をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用について、先導的役割を果たすことが求められることから、一層の雇用に努めていくとともに、職員の意識啓発や庁舎内のバリアフリー化を進めることが重要です。

施策内容と主な事業

- 行政自身が法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者が働きやすいよう、職員意識の啓発や施設・設備等の環境整備を図ります。

事業名	事業内容	担当課
法定雇用率の遵守	現在は法定雇用率を満たしているため職員採用の募集は行っていない状況ですが、今後も庁内の法定雇用率の遵守に努めます。障がい者が働きやすいよう、職員意識の啓発や施設・設備等の環境整備を図ります。 また、庁舎内のバリアフリー化に取り組みます。	総務課 総務係

第3節 福祉的就労の促進

現状と課題

障がい者の自立と社会参加のためには、一般就労と同様に、作業・訓練等福祉的な就労の場が重要です。企業等への就職が困難な方への福祉的就労の機会の確保を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障がい者が就労や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

本町の障がい者は、町内や近隣市町村の就労継続支援（Ｂ型）事業所、就労移行支援事業所等に通所して福祉的就労を行っています。障がい者が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるよう、関係機関とともに支援を行っていくことが求められます。

施策内容と主な事業

- 各事業所において、障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障がい者の自立と社会参加につながっていくよう、関係機関とともに支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
就労支援事業	就労継続支援（Ｂ型）、就労移行支援事業により、障がい者の状況に合わせた福祉的就労を支援します。	健康福祉課 社会福祉係

- 住民、企業等、行政が障がい者に適した業務を発注したり、授産品を活用したりすることを積極的に促進します。

事業名	事業内容	担当課
国等による障害者就労施設からの物品調達の推進等に関する法律	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づき、障がい者就労施設等で調達した調達品の公表、町の調達に関する方針をホームページで公表します。 また、障がい者就労施設等からの調達品を増やせるよう、庁内各課に協力要請を強化していくとともに、調達品の公表だけでなく、制度内容の啓発活動も検討します。	健康福祉課 社会福祉係

第5章 安全・安心な暮らしの確保

第1節 障がい者にやさしい公共空間の整備

現状と課題

障がい者が、地域で安全に安心して暮らしていけるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインの生活空間づくりを一層進めていくことが重要です。

バリアフリー法等の基準に沿いながら、障がい者が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができる公共空間づくりを推進します。

施策内容と主な事業

- 中央公民館等、バリアフリーになっていない公共空間について、計画的に整備を推進します。

事業名	事業内容	担当課
公民館管理運営事業	障がい者が安心・安全に公民館施設を利用するため、施設の改修工事を計画的に進めます。	生涯学習課 社会教育係

- 民間公益施設についても、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に向けた改善への協力を要請していきます。

事業名	事業内容	担当課
民間公益施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化	バリアフリー工事の問い合わせがあった場合、バリアフリー工事にかかる補助金の支給に関する情報を提供します。	建設課 管理係



第2節 暮らしやすい住宅づくりの促進

現状と課題

暮らしやすい住宅は、在宅の障がい者にとって地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。自宅で暮らすことを望む障がい者が多いことから、今後も住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。

施策内容と主な事業

- 民間住宅の改修については、各種制度の周知を図り、利用を促進します。

事業名	事業内容	担当課
定住化対策住宅助成事業	定住化対策住宅助成事業等の周知を図り、暮らしやすい住宅づくりに向けて支援します。	建設課 管理係

- 公営住宅の改修や建て替えの際にバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を目指すとともに、居住されている障がい者のニーズに合わせ、随時、手すりの設置等の改修を進めていきます。

事業名	事業内容	担当課
町営住宅管理事業	町営住宅管理事業等により、公営住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。また、ニーズに合わせ随時改良を進めていきます。	建設課 管理係

- 障がい者の住宅賃貸契約を支援する地域生活支援事業の「住宅入居等支援事業」を推進していきます。

事業名	事業内容	担当課
地域生活支援事業 住宅入居等支援事業	一般住宅への入居を希望している障がい者に対し、入居にかかわる必要な支援や調整を行い、障がい者の地域生活を支援します。現状として一般住宅への賃貸を希望する障がい者はいませんが、障がい者からの要望に合わせて対応します。	健康福祉課 社会福祉係

第3節 外出手段の確保

現状と課題

外出や移動の支援を充実させ、障がい者が安心して社会参加できる環境づくりを進めることが重要です。公共交通機関は、障がい者の日常生活のための重要な交通手段であり、設備面や運行面での一層の障がい者への配慮が求められます。

一方、障がい者の外出支援策については、障がい福祉サービスの中で、居宅介護の通院時の介助のほか、「同行援護」、「行動援護」、地域生活支援事業の「移動支援事業」等があります。また、経済的支援として、「福祉タクシー券給付」や「外出支援サービス」（通院、通所等でのタクシー利用助成）、「自動車運転免許取得費助成」、「自動車改造費助成」を行います。さらに、障がい者の社会参加を促進するため、こうした制度の周知徹底が求められます。

施策内容と主な事業

- 公共交通機関については、関係機関とともに、路線の維持・確保や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実等に努めます。

事業名	事業内容	担当課
路線の維持・確保や利便性の向上	公共交通を確保するため、不採算バス路線の運行によって生じた損失額の一部について、補助金を交付するとともに、いすみ鉄道に対し、千葉県及び夷隅地域2市2町で路線維持のために各種補助金を交付します。また、デマンド型乗合交通の検証運行を行います。	企画課 交通政策係
公共交通のバリアフリー化	交通事業者に働きかけ、路線バスの低床バスの普及を促進します。	企画課 交通政策係

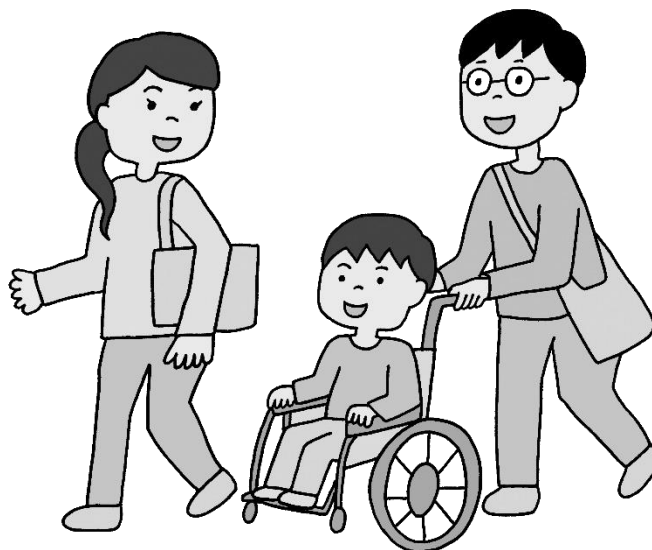


- 町道の整備の際には、車いす等の利用に配慮した段差の解消等、バリアフリーや安全性の向上に努めます。国道や県道についても危険箇所の解消等を要望していきます。また、交通安全教室等により交通安全に関する意識啓発に努めます。

事業名	事業内容	担当課
町道改良事業	地域の要望や安全性を重視し、町道の整備に取り組めます。	建設課 建設係
交通安全教室の開催	保育園、小学校及び中学校で交通安全教室を開催します。	総務課 消防防災係

- 外出支援策については、障害者総合支援法等に基づく既存のサービスの充実に努めるとともに、国等による経済的支援制度の一層の充実に要望していきます。また、多様な移動支援策の導入に向けて研究を進めます。

事業名	事業内容	担当課
障がい福祉サービス 地域生活支援事業	外出支援策について、障害者総合支援法等に基づく既存のサービスの充実に努めるとともに、多様な移動支援施策の導入に向けて研究を進めていきます。また、国等公的な経済支援制度の一層の充実に要望していきます。	健康福祉課 社会福祉係



第4節 地域医療の充実促進

現状と課題

地域で適切な医療を受けられることは、安心して生活するために重要です。地域医療については、妊娠・出産期の母子の障がいの防止・軽減に向けた医療、様々な症状の障がい児・者へのきめ細かい治療・リハビリテーション、交通事故等による中途障がいの軽減のための高次救急医療等を充実していくことが求められます。

また、「重度心身障害者医療費助成」や、障害者総合支援法に基づく「自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)」の適切な利用を図っていくことも重要です。

施策内容と主な事業

- 関係機関と協力しながら、予防医療の充実や、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。

事業名	事業内容	担当課
未熟児新生児産婦訪問事業	子どもの発育発達、疾病予防や産婦の身体や育児のこと等について保健師が訪問し、相談を受けます。	健康福祉課 保健予防係

- 障がいの軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者医療費助成」や「自立支援医療」の適切な利用を促進します。

事業名	事業内容	担当課
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者医療費助成により、医療にかかる経済的負担の軽減に努めます。	健康福祉課 社会福祉係
自立支援医療 (更生医療、育成医療、精神通院医療)	自立支援医療により、医療にかかる経済的負担の軽減に努めます。	健康福祉課 社会福祉係

- 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部、千葉県精神科医療センター等関係機関と連携しながら、精神科救急医療の充実を促進します。

事業名	事業内容	担当課
精神科救急医療の充実の促進	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部や千葉県精神科医療センターと連携を図り、精神科救急医療体制の充実に努めます。	健康福祉課 社会福祉係

第5節 生活安全対策の推進

現状と課題

社会的に安全や防災に関する意識が高まっているため、緊急時に備えたネットワークづくりの推進や適切な情報提供体制の充実が重要です。障がい者は、災害直後の情報の伝達から、救命・救助、さらには避難施設での生活に至るまで、あらゆる面で個別の支援が必要です。

また、緊急時に限らず日頃から地域での見守り・支え合いの関係を築いておくことが重要であるため、地域ぐるみで障がい者を見守る支え合いのネットワークづくりを進めます。

災害だけでなく防犯に関しても、知識の普及を図るとともに、地域における防犯活動を促進します。

施策内容と主な事業

- 災害時等の緊急時に備えて、地域ぐるみで見守り・支え合いのネットワークづくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
緊急時の見守り・支え合いのネットワークづくり	災害時等の緊急時に備えて、地域ぐるみで見守り・支え合いのネットワークづくりを推進します。	健康福祉課 社会福祉係

- 災害時の情報伝達や避難誘導體制の充実に努めるとともに、障がい者の避難生活を想定し、避難所等での備品等の整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
災害時の情報伝達や避難誘導體制の充実	自主防災組織設立の推進により災害時の情報伝達や避難誘導體制の充実に努めるとともに、障がい者の避難生活を想定し、避難所等での備品等の整備に努めます。	総務課 消防防災係

- 障がい者を含め、町民に対して、防犯知識の普及を図るとともに、地域における防犯活動を促進します。

事業名	事業内容	担当課
防犯知識の普及啓発、地域における防犯活動の促進	大多喜地区防犯組合連合会に補助金を支出し、地域における防犯活動を推進します。また、特殊詐欺対策の防犯活動に取り組みます。	総務課 消防防災係

第6章 健康で文化的な生活への支援

第1節 心と体の健康づくりの推進

現状と課題

障がい者施策としての地域保健には、障がいの原因となる病気等を予防すること、障がいを早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、そして、障がい者自身の健康づくりを支援すること、といった役割があります。障がい者一人ひとりの生活の質の向上と、心身機能の維持・回復を図るため、ライフステージや心身の状況に応じた疾病予防・健康づくり・医学的リハビリテーションの取り組みを促進します。

施策内容と主な事業

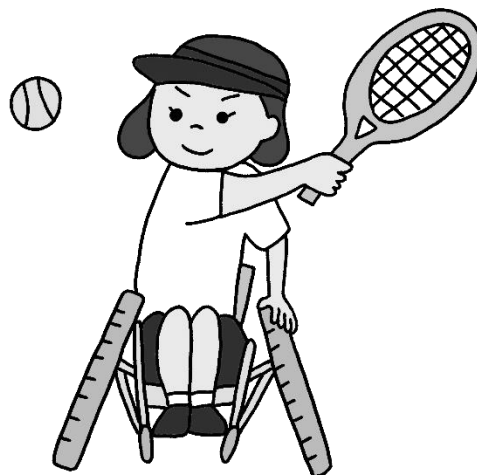
- 疾病予防については、「自らの健康は自らつくる」を目指し、町民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、各種健診や健康教育・相談、家庭訪問等、保健事業の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
各種健（検）診事業 健康づくり支援事業	特定健診等の健診やがん検診を実施します。また、糖尿病重症化予防のために、保健師や管理栄養士による訪問指導や、運動事業等を実施します。併せて、各地区に出向き、生活習慣病予防のための「けんこう講座」を実施します。	健康福祉課 保健予防係



- 地域保健と産業保健、さらには学校教育、生涯学習・スポーツ等、様々な部門が連携しながら、ストレスやうつ、ひきこもり等に関するメンタルヘルス対策に取り組めます。

事業名	事業内容	担当課
心の健康づくり事業	自殺対策として、ゲートキーパー養成講座を行い、地域住民の見守り声かけを強化するとともに、心の健康についての講演会を行い、各自で心の健康の維持ができるよう支援します。	健康福祉課 保健予防係
町民カレッジ	町民の多様化する学習要求・課題に対し、幅広い人材を活用して講座、各種教室を開設します。	生涯学習課 社会教育係
リズムウォーキング教室	リズムに合わせて楽しく運動することで運動不足解消、健康増進を図るとともに運動の習慣化を促進します。	生涯学習課 スポーツ振興係
児童生徒に対するメンタルヘルス対策	全児童、生徒を対象にいじめや困りごと等のアンケート調査を実施します。また、問題を抱えている児童・生徒に対して面接を実施するほか、相談箱を設置し、随時児童・生徒の相談に対応します。	教育課 学校教育係



第2節 生涯学習機会の拡大

現状と課題

障がい者が地域の生涯学習活動に参加することは、障がい者自身の生活の質の向上や自己実現につながるだけでなく、町民の交流拡大や障がい者への理解促進に寄与します。

講座や学習機会を設け、参加者や社会の状況に応じて活動に参加する機会を確保するとともに、参加しやすくするための支援を実施する必要があります。

また、障がい者の生活を豊かにし、地域住民の障がいへの理解を深めるため、生涯学習活動やスポーツ活動、社会活動等、幅広い活動への参加を促進していきます。

施策内容と主な事業

- 障がい者の学習ニーズに応じた講座等の開設とその情報提供に努め、参加を働きかけます。

事業名	事業内容	担当課
町民カレッジ	町民の多様化する学習要求・課題に対し、幅広い人材を活用して講座、各種教室を開設します。	生涯学習課 社会教育係

第3節 スポーツ・レクリエーションへの参加の促進

現状と課題

本町の生涯スポーツ部門では、障がい者のみを対象としたスポーツ・レクリエーションの事業は行っていませんが、広く一般町民を対象にしたスポーツ事業等に、障がいのある人もない人もともに参加しています。

障がい者対象のスポーツ・レクリエーション事業がない中で、障がい者の活動機会を戦略的に増やす取り組みが、ノーマライゼーションの観点から有益と考えられます。

施策内容と主な事業

- 障がい者が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会づくりに努めます。

事業名	事業内容	担当課
パラスポーツ体験会	パラスポーツ体験会を行うことで障がい者及び障がい者スポーツへの理解を深めます。	生涯学習課 スポーツ振興係
リズムウォーキング教室	リズムに合わせて楽しく運動することで運動不足解消、健康増進を図るとともに運動の習慣化を推進します。	生涯学習課 スポーツ振興係

第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画

第1節 障がい福祉サービスに関する成果指標

障がいのある人の地域生活への移行や就労支援を進めるため、国の基本指針に基づくとともに、本町や圏域市町村の実情を考慮し、第6期障がい者福祉計画の成果目標を以下のとおりに設定します。

1 福祉施設から地域生活への移行促進

国の考え方

- ①令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。
- ②令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。
- ③令和2（2020）年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

町の目標【成果指標】

区分	数 値
令和5年度末までに地域生活に移行する人数	1人
令和5年度末時点における施設入所者数	10人

●考え方●

令和元（2019）年度末時点の施設入所者数11人のうち、6%以上が地域生活へ移行することを目標とすることとされているため、1人（9.1%）が地域生活へ移行することを目標とします。

令和5（2023）年度末の施設入所者数については令和元年度末時点の施設入所者数11人から1.6%以上削減することを目標とすることとされているため、1人（9.1%）削減した10人を目標とします。

また、令和2（2020）年度末において、第5期計画策定時点の目標の達成が見込まれるため、上記の方法で算出した数値を目標とします。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の考え方

- ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、基盤整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均に関する目標値を設定する。
具体的には、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。【新規】
- ②地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、令和5（2023）年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
- ③入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和5年度における目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とする。

※精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を以下のように定めます。

千葉県計：2,052人

大多喜町：3人

町の目標【活動指標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	30人	30人	30人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

●考え方●

第5期計画の目標であった保健、医療、福祉関係者による協議の場については、令和2（2020）年度末に圏域において設置が完了しました。

また、国の定める①～③の目標は原則として都道府県が定める目標値であるため、本町では活動指標を定め、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の考え方

- ①令和 5（2023）年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- ②その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。

町の目標【成果指標】

区分	目 標
地域生活支援拠点の数	1 か所
地域生活支援拠点の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	1 回

●考え方●

地域生活支援拠点は第 5 期計画期間中に設置できなかったため、令和 3（2021）年度までに夷隅郡市内市町と連携し、設置に向けて調整します。

また、設置後は、機能充実のための運用状況の検証及び検討の機会を設けます。



4 福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方

- ①令和 5（2023）年度における一般就労への移行実績を令和元（2019）年度の 1.27 倍以上とする。
- ②令和 5 年度における一般就労への移行実績を、就労移行支援事業については令和元年度の 1.30 倍以上、就労継続支援 A 型事業については令和元年度の概ね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業については令和元年度の概ね 1.23 倍以上を目指す。【新規】
- ③就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。【新規】
- ④就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和 5 年度における就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。【新規】
- ⑤一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定にあたり、令和 2（2020）年度末において、障害福祉計画で定めた令和 2 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和 5 年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

町の目標【成果指標】

区分	数 値
令和 5 年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する障がい者数	2 人
令和 5 年度に就労移行支援事業所から一般就労をする障がい者数	2 人
令和 5 年度に就労継続支援 A 型事業から一般就労をする障がい者数	0 人
令和 5 年度に就労継続支援 B 型事業から一般就労をする障がい者数	0 人
令和 5 年度の就労定着支援事業の利用者数	2 人
令和 5 年度の就労定着支援事業所における就労定着率が 8 割以上の事業所の割合	町内 1 か所

●考え方●

令和元（2019）年度末時点の一般就労への移行者実績は 1 人となっていたため、1.27 倍以上の 2 人（2 倍）を一般就労への移行者数の目標とします。

就労移行支援事業については、令和元年度実績の 1 人の 1.30 倍以上を目標値とすることとされているため、2 人（2 倍）とします。また、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業については令和元年度実績が 0 人となっていたため、引き続き 0 人となることを見込みます。近隣の就労移行支援事業所数は減少傾向にありますが、一般就労に移行する障がい者数について

は利用施設の場所を問わないため、上記のような目標設定としています。

令和5（2023）年度の就労定着支援事業利用者数については、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の目標（2人）のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とするとされているため、2人を目標とします。

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和5年度における就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすると示されています。本町には就労定着支援事業所が1か所ありますので、定着率が8割以上となるよう協力していきます。



5 相談支援体制の充実・強化等【新】

国の考え方

令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。これらの取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。【新規】

町の目標【活動指標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	—	—	7回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	—	—	7件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	—	6回

●考え方●

本町では、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保のため、基幹相談支援センターを夷隅郡市の他の市町と協力して令和5（2023）年度の設置を目指します。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新】

国の考え方

令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。【新規】

町の目標【活動指標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	1回	1回

●考え方●

本町では、障害福祉サービス等の質の向上について、夷隅地区自立支援協議会内の体制を活用し、関係自治体や事業所等と協議や情報共有する場を確保します。

第2節 障がい福祉サービスの見込

1 訪問系サービス

サービス名称	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	居宅において生活全般にわたる援助を行います。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・その他生活等に関する相談及び助言
重度訪問介護	重度の障がいのある人で常に介護を必要とする人に、居宅において、生活全般にわたる援助と外出時の支援を総合的に行います。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・外出時における移動中の介護 ・その他生活等に関する相談及び助言
同行援護	視覚に障がいがあり、移動に著しい困難のある人に、移動時及び外出先において支援を行います。 ・視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ・移動の援護、排せつ・食事等の介護
行動援護	知的・精神・発達に障がいがあり、行動や移動に著しい困難のある人に、移動時及び外出先において支援を行います。 ・行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ・外出時における移動の援護、排せつ・食事等の介護 ・その他行動する際に必要な援助
重度障がい者等 包括支援	四肢に麻痺がある人、寝たきりの状態の人、知的障がいまたは精神障がいのある人で、意思疎通や行動上に著しい困難のある人に対し、障がい福祉サービスを包括的に提供します。 ・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等） ・日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援等） ・居住系サービス（共同生活援助）
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人が一人暮らしをはじめたときに、安心して地域で生活を送ることができるよう、定期的に訪問し生活上の相談や助言を行います。 ・食事、洗濯、掃除等に課題はないか ・体調に変化はないか、通院しているか ・地域住民との関係は良好か、等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。定期訪問だけではなく、利用者からの相談があった場合は随時対応します。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	人／月	12	12	13	14	15	16
	時間／月	143	145	164	177	189	202
重度訪問介護	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人／月	1	1	1	1	1	1
	時間／月	17	14	16	17	17	17
行動援護	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
自立生活援助	人／月	0	2	2	2（0）	3（1）	4（2）
	回／月	0	2	2	2（0）	3（1）	4（2）

※（ ）内はうち精神障がい者の見込み

◆見込量の考え方◆

居宅介護は、実績が増加傾向となっていたため、今後も増加傾向を見込みます。一人あたり月 12～13 時間の利用を見込み、利用人数が増加することを想定します。

同行援護は実績が増減を繰り返して推移しているため、横ばいを見込みます。

重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援は直近 3 年間で利用実績がないため、今後も利用見込なしを想定します。

自立生活援助は平成 30 年に開始したサービスで、令和元年から利用されています。今後も利用人数の増加を見込みます。

2 日中活動系サービス

○日中活動系サービス（介護給付）

サービス名称	サービス内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、主として日中に障がい者支援施設等で支援を行います。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・生活等に関する相談及び助言 ・創作的活動または生産活動の機会の提供 ・その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助 ・その他の必要な日常生活上の支援
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主として日中に、病院や施設で支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。 ・病院における機能訓練、療養上の管理 ・看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の支援
短期入所（ショートステイ）	居宅において介護を行う方が疾病等で介護を行うことができない場合に、短期間施設へ入所をして、入浴、排せつ及び食事その他の必要な援助を行います。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	人／月	21	21	24	24	25	26
	人日／月	426	421	480	504	525	546
療養介護	人／月	1	1	1	1	1	1
	人日／月	30	31	31	31	31	31
短期入所（ショートステイ）	人／月	5	4	6	7	8	9
	人日／月	43	38	60	75	85	96

◆見込量の考え方◆

生活介護は実績が増加傾向となっていたため、今後も増加を見込みます。一人あたり月 21～26 日の利用を見込み、利用人数が増加することを想定します。

療養介護は実績が横ばいとなっていたため、引き続き横ばいを見込みます。

短期入所（ショートステイ）は実績が増加傾向となっていたため、今後も増加傾向を見込みます。一人あたり月 10 日程度の利用を見込み、利用人数が増加することを想定します。

○日中活動系サービス（訓練等給付）

サービス名称	サービス内容
機能訓練	身体に障がいのある人や難病等の人へ、通所や居宅への訪問によって、身体機能や生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。 ・理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション ・生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援
生活訓練	知的または精神に障がいのある人へ、通所や居宅への訪問によって、生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。 ・入浴、排せつ及び食事等、日常生活に関する訓練 ・生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援
就労移行支援	一般就労等を希望する 65 歳未満の人へ、就労に向けて必要な支援を行います。 ・生産活動、職場体験等の機会の提供 ・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練 ・適正に応じた職場探しや求職活動に関する支援 ・就職後における職場への定着のために必要な相談
就労継続支援 A 型（雇用型）	雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般就労に移行するための支援を行います。 ・生産活動等の機会の提供 ・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練
就労継続支援 B 型（非雇用型）	通所による生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等から一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労先の事業者や家族等との連絡調整等の支援を行います。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
機能訓練	人／月	1	1	1	1	1	1
	人日／月	15	12	12	15	15	15
生活訓練	人／月	2	1	2	2	2	2
	人日／月	21	18	28	36	36	36
就労移行支援	人／月	2	3	3	4	4	5
	人日／月	34	36	36	45	45	60
就労継続支援A型	人／月	1	1	1	1	1	2
	人日／月	11	26	20	20	20	40
就労継続支援B型	人／月	27	30	32	34	36	38
	人日／月	443	518	512	578	612	646
就労定着支援	人／月	1	1	1	1	1	2

◆見込量の考え方◆

機能訓練は利用人数が 1 人となっていたため、引き続き 1 人の利用を見込み設定します。

生活訓練の利用人数は横ばいとなっていますが、一人当たりの月利用日数は増加傾向にあるため、今後も一人当たりの月利用日数が増加することを見込みます。

就労移行支援は実績がやや増加傾向にあることから、今後も増加を見込みます。

就労継続支援A型（雇用型）の利用人数は横ばいとなっているため、一人当たりの月利用日数を 20 日と見込み、提供体制を確保します。

就労継続支援B型（非雇用型）は実績が増加傾向にあるため、今後も一人当たり月 17 日の利用を見込み、増加を想定します。

就労定着支援の利用人数は 1 人となっていました。一般就労に移行する人の就労定着支援の利用を促進し、令和 5 年度には 2 人の利用を見込みます。

3 居住系サービス

○共同生活援助（グループホーム）

サービス名称	サービス内容
共同生活援助 （グループホーム）	障がいのある人が共同生活を営む住居において、主に夜間に必要な日常生活上の援助を行います。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・生活等に関する相談・助言 ・就労先その他関係機関との連絡

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助	人／月	18	21	22	23 (11)	24 (12)	25 (13)

※（ ）内はうち精神障がい者の見込み

◆見込量の考え方◆

実績が増加傾向となっていたため、引き続き増加することを見込みます。

○施設入所支援【介護給付】

サービス名称	サービス内容
施設入所支援	障がい者支援施設等に入所している方に、主に夜間に日常生活上の支援を行います。日中は生活介護や自立訓練、就労継続支援B型を利用します。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・生活等に関する相談・助言

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援	人／月	12	11	11	11	10	10

◆見込量の考え方◆

実績が減少傾向となっていたため、引き続き地域移行を推進し、減少することを見込みます。

4 相談支援事業

サービス名称	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する人に対して、適切なサービスが利用できるよう、相談支援専門員がサービス利用計画の作成や見直し等の支援を行います。 【サービス支給決定前】 訪問等によるアセスメント、利用に向けた関係機関との連絡調整、サービス利用計画案の作成、その他サービス利用に関する相談・助言 【サービス支給決定後】 サービス等利用計画の作成、計画の見直し（モニタリング）、関係機関との連絡調整、その他サービス利用に関する相談・助言
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している人や、精神科病院に入院している人が地域生活へ移行する際に必要な、住居の確保や障がい福祉サービス事業所への見学、相談等、その他地域生活への移行に必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において、単身である等緊急時の支援が見込めない障がいのある人に対して、常に連絡が可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等に、相談・訪問等の緊急対応を行います。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援	人／年	83	89	95	100	106	112
	人／年（延）	197	211	224	237	251	266
地域移行支援	人／年	0	3	3	3 (3)	4 (4)	5 (5)
	人／年（延）	0	8	10	12 (12)	16 (16)	20 (20)
地域定着支援	人／年	5	4	5	6 (2)	7 (3)	8 (3)
	人／年（延）	40	41	42	45 (15)	48 (21)	51 (19)

※（ ）内はうち精神障がい者の見込み

◆見込量の考え方◆

計画相談支援、地域移行支援は増加傾向となっていたため、引き続き増加を見込みます。

地域定着支援は、1 年あたりの人数は横ばいとなっていました、延人数は増加傾向となっていたため、増加を見込みます。

5 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」では、補装具を必要とする身体障がい者や難病患者に購入費や修理費の給付を行います。

今後も申請に応じて支給を行います。

6 自立支援医療

自立支援医療は、心身の障がいに伴い必要な医療について医療費の自己負担を軽減する制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があります。

「更生医療」は「18 歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術等)のための医療費支給」、「育成医療」は「18 歳未満の身体障がい児の手術等(斜視、股関節、心臓等の手術、人工透析等)のための医療費支給」、「精神通院医療」は「精神障がい等、心の病気による通院医療費の支給」です。

今後も申請に応じて支給を行います。

第3節 地域生活支援事業の見込

1 理解促進研修・啓発事業

サービス名称	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいの理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
理解促進研修・啓発事業	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施

◆見込量の考え方◆

本町では、5期計画期間中は未実施でしたが、障がいの理解を深めるための啓発を目的とした広報活動の令和4年度からの実施を目指します。

2 自発的活動支援事業

サービス名称	サービス内容
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動の支援を行います。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施

◆見込量の考え方◆

本町では、5期計画期間中は未実施でしたが、障がいのある人、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動への支援の令和4年度からの実施を目指します。

3 相談支援事業

サービス名称	サービス内容
相談支援事業	【障がい者相談支援事業】 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行います。 【市町村相談支援機能強化事業】 一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置します。 【住宅入居等支援事業】 一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続支援、入居者である障がい者、家主等に対する夜間を含めた緊急時の相談支援等を行います。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
障がい者相談支援事業所数	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—

◆見込量の考え方◆

障がい者相談支援事業所数で見込みますが、身体・知的・精神・発達障がいに対応できる充実した相談支援体制づくりに努めます。さらに専門的な指導・助言・人材育成の支援を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

今後は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターについて、令和5年度の設置を目指して夷隅郡市内の市町村と協力検討していきます。

住宅入居等支援事業は、障がいのある人の一般住宅への賃貸の希望が無いことから、未実施としてきました。今後も未実施としますが、一般住宅への賃貸の要望により対応していきます。

4 成年後見制度利用支援事業

サービス名称	サービス内容
成年後見制度 利用支援事業	障がいのある人の権利を擁護し、自立生活を支援するため、知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対して、申立てに要する費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業です。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度利用支援事業	2	2	2	2	3	3

◆見込量の考え方◆

実績は横ばいとなっていますが、啓発を実施し、増加を見込みます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名称	サービス内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

◆見込量の考え方◆

障がいのある人の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制づくりに努め、令和5年度からの実施を目指します。

6 意思疎通支援事業

サービス名称	サービス内容
意思疎通支援事業	障がいのある人の社会参加の機会を支援するために、手話通訳派遣、要約筆記派遣等の意思疎通にかかわる支援を行う事業です。手話通訳者を町に配置する事業も当該事業に含まれます。手話通訳については、国家資格として「手話通訳士」が、また、県の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされます。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話通訳者設置人数	0	0	0	0	0	0
手話・要約筆記実利用者数	3	2	2	2	2	2

◆見込量の考え方◆

手話通訳者は、千葉県聴覚障害者協会と手話通訳者派遣の委託契約を締結していますので、町単独での設置は行いません。

手話・要約筆記実利用者数は直近2年で2人となっていたため、引き続き2人の利用を見込みます。

7 日常生活用具給付等事業

サービス名称	サービス内容
日常生活用具 給付等事業	【介護訓練支援用具】 特殊寝台や特殊マット等、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいす等を給付します。 【自立生活支援用具】 入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。 【在宅療養等支援用具】 電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。 【情報・意思疎通支援用具】 点字器や人工喉頭等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。 【排せつ管理支援用具】 ストマ用装具等、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。 【居宅生活動作補助用具（住宅改修）】 障がいのある人が自宅でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、住宅改修を行った場合には日常生活用具の住宅改修費として給付します（上限額あり）。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護訓練 支援用具	回/年	0	0	0	0	0	0
自立生活 支援用具	回/年	1	2	1	1	1	1
在宅療養 等支援用具	回/年	0	1	1	1	1	1
情報・意思 疎通支援 用具	回/年	0	2	0	0	1	0
排せつ管 管理支援用具	回/年	25	22	23	24	25	26
居宅生活 動作補助 用具(住宅 改修)	回/年	1	0	0	1	1	1

◆見込量の考え方◆

介護訓練支援用具は直近 3 年で実績がなかったため、今後も見込なしを想定しました。

自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修）については実績が 0～2 回で推移しているため、引き続き毎年度 1 回の利用を見込みます。

情報・意思疎通支援用具は、令和元年に 2 人の利用があったため、今後も同水準の利用を見込みます。

排せつ管理支援用具は実績が減少傾向となっていました、引き続き同水準の利用を見込みます。

8 手話奉仕員養成研修事業

サービス名称	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

◆見込量の考え方◆

引き続き実施し、手話奉仕員の人材育成に取り組めます。

9 移動支援事業

サービス名称	サービス内容
移動支援事業（個別支援型）	障がいのある人が社会生活や余暇活動等で外出が必要な際にヘルパーを派遣し、移動に必要な支援(介助)を行います。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
移動支援事業(個別支援型)	人/年	5	7	7	8	9	11
	時間/年	442	263	175	360	405	495

◆見込量の考え方◆

利用人数は増加傾向、利用時間は減少傾向となっていました。引き続き増加を見込み、利用時間の増加にも対応できるように提供体制を確保します。

10 地域活動支援センター事業

障がいのある人の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進を目指す事業です。地域活動支援センターは、一般就労が難しい方に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

機能強化事業は以下の3つの種類に分類されます。

サービス名称		サービス内容
機能強化事業	I型	専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。 夷隅郡市2市2町では、平成21年度からいすみ市に「いすみ地域活動支援センターレインボー」を共同設置し、基礎的事業と機能強化事業I型を実施しています。レインボーは、平成26年度に本町内に移転し開設されています。
	II型	在宅で障がいのある人のうち、地域での就労が困難な方が通所し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを行います。（1日当たりの実利用人員15名以上）
	III型	在宅で障がいのある人のうち、地域での就労が困難な方が通所し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを行います。（1日当たりの実利用人員10名以上）
基礎的事業		利用者に対して、創作活動、生産活動、社会との交流等の機会を提供します。

見込量							
区分	単位	実績値（R2年度は見込値）			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	65	69	71	73	75	77

◆見込量の考え方◆

地域活動支援センターは引き続き1か所を確保します。利用人数は平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にありますので、今後も増加を見込みます。

11 日中一時支援

サービス名称	サービス内容
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行うことにより、障がいのある人の家族等の負担軽減を図る事業です。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
日中一時支援事業	人/年	11	6	6	7	8	9

◆見込量の考え方◆

利用人数は令和元年に減少したのち横ばいとなっていたため、今後はやや増加することを見込みます。

12 訪問入浴サービス事業

サービス名称	サービス内容
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な方に、移動入浴車での訪問により入浴サービスを提供する事業です。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問入浴サービス事業	件/年	1	1	1	1	1	1

◆見込量の考え方◆

実績は直近 3 年間で 1 件となっていたため、引き続き年間 1 件の利用を見込みます。

13 知的障がい者職親制度

サービス名称	サービス内容
知的障がい者職親制度	知的障がい者が職親のもとで、一般就労を目指して生活指導や技能習得訓練等を行う事業です。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
知的障がい者職親制度	人/年	1	1	1	1	1	1

◆見込量の考え方◆

実績は直近 3 年間で 1 人となっていたため、引き続き年間 1 人の利用を見込みます。

14 自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成

サービス名称	サービス内容
自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成	自動車運転免許取得費助成は、障がいのある人が自動車運転免許を取得する際、その費用を助成するものです。自動車改造費助成は、身体障がいのある人が、自家用車等を障がいの状況に応じて改造する際、その改造費を助成するものです。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成	人/年	2	0	1	1	1	1

◆見込量の考え方◆

実績は直近 3 年間で 0～2 人となっていたため、年間 1 人の利用を見込み提供体制を確保します。

第2章 障がい児福祉計画

第1節 障がい児福祉サービスに関する成果指標

障がいのある子どもの健やかな成長といった課題に対応するため、国の基本指針に基づくとともに、本町や圏域市町村の実情を考慮し、第2期障がい児福祉計画の成果目標を以下のとおりに設定します。

国の考え方

- ①令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
- ②児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ③令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。【新規】
- ④令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
- ⑤令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【新規】

①児童発達支援センター機能の整備及び保育所等訪問支援の充実

町の目標【成果指標】

区分	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	夷隅郡市内の市町と連携を図り、圏域内に1か所の設置を進めていきます。
保育所等訪問支援体制の構築	1か所	町内の事業所が実施しているため、構築済みです。

②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

町の目標【成果指標】

区分	目標	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所	夷隅郡市内の市町と協力し、令和5年度までに圏域内に1か所の設置を目指します。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1 か所	圏域内に1か所整備済みです。

③医療的ニーズへの対応について（協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置）

町の目標【成果指標】

区分	目標	考え方
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	1 か所	夷隅郡市内の市町と協力し、令和5年度までに圏域内に1か所の設置を目指します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 名	夷隅郡市内の市町と協力し、令和5年度までに1名の配置を目指します。

第2節 障がい児福祉サービスの見込

1 児童発達支援事業

サービス名称	サービス内容
児童発達支援事業	【児童発達支援事業】 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービスです。 【医療型児童発達支援事業】 看護師や理学療法士または作業療法士を配置し、医療的ニーズへの対応を強化した事業です。 【居宅訪問型児童発達支援】 重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児に、発達支援を受ける機会が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援事業	人／月	4	6	7	8	9	10
	人日／月	24	35	39	48	54	60
医療型児童発達支援事業	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0

◆見込量の考え方◆

児童発達支援事業は実績が増加傾向となっていたため、1人当たり月6回の利用を見込み、利用人数が増加することを想定します。

医療型児童発達支援事業、居宅訪問型児童発達支援は直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込なしを想定します。

2 放課後等デイサービス

サービス名称	サービス内容
放課後等 デイサービス	放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に対して、授業の終了後または休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
放課後等 デイサービス	人／月	10	8	10	12	12	12
	人日／月	99	93	90	136	136	136

◆見込量の考え方◆

利用人数は増減を繰り返していますが、1 人当たりの利用時間は減少しています。今後はやや多い水準となることを見込み、提供体制を確保します。

3 保育所等訪問支援

サービス名称	サービス内容
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援は、障がいや発達に不安のある子どもが、集団生活の中で安心して過ごせるよう、保護者や保育所等の担当職員に専門的な助言や支援を行う事業です。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
保育所等 訪問支援	人／年	0	0	1	2	2	3
	人日／年	0	0	2	4	4	6

◆見込量の考え方◆

実績は平成 30 年度、令和元年度は0人で、令和 2 年度に 1 人を見込んでいます。令和 3 年度以降は増加を見込みます。

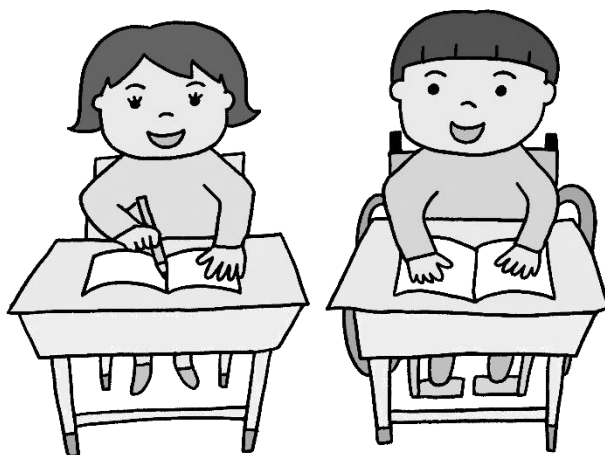
4 障害児相談支援

サービス名称	サービス内容
障害児相談支援	通所サービスを利用するすべての障害児を対象に、相談支援専門員がケアプランを作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います（入所の相談は児童相談所で行います）。また、基本相談支援（通常の相談）も行うサービスで、町の指定を受けた事業所に委託して実施します。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害児 相談支援	人／年	34	29	30	32	33	35
	回／年	34	29	30	32	33	35

◆見込量の考え方◆

実績は令和元年で減少したのち、再び増加しています。平成 29 年度実績も前年に対して増加となっていたため、今後増加することを見込みます。



第4編 推進に向けて

第1章 計画の推進体制

第1節 実施体制

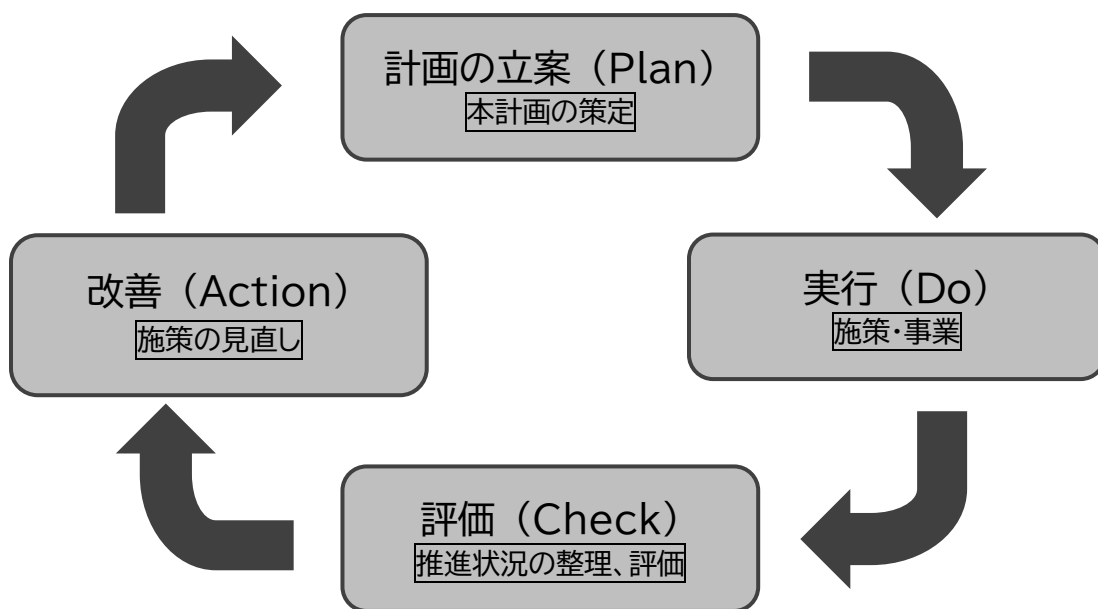
本計画の推進にあたっては、健康福祉課社会福祉係が中心となり、関係各課と随時連携を図りながら、各施策の進捗状況の定期的な把握を図ります。

障がい者施策は広範な分野にわたるため、障がい者の代表や関係団体・機関、サービス提供者等と連携・調整をし、本計画の全体的な実施状況の点検と課題整理を行い、計画の円滑な推進を図ります。

さらに、広域的な調整が必要な施策については、夷隅地区自立支援協議会に課題提起し、幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

第2節 推進体制

PDCAサイクルのプロセスにのっとり、基本指針・障がい福祉計画に関する検証を行います。また、夷隅地区自立支援協議会とも連携を図り、計画の着実な推進に努めます。



第2章 専門従事者の育成と連携強化

県や近隣市町村、関係機関等と連携しながら、障がい者施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉にかかわる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催等を通じて、障がい者にかかわる専門従事者間の連携の強化を図ります。

第3章 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、意識啓発等を通じ、行政職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

また、情報の共有化や取り組みの連携体制の向上を図り、事業の効率的・効果的な実施を図るため、担当者レベルでの会議を適宜開催していきます。

第4章 財源の確保

障がい福祉サービスをはじめとする公的福祉サービスの充実や、地域での支え合いのネットワークの強化を図るために、町財政において、自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請していきます。



資料編

策定経過

年 月 日	事 項	備 考
令和 2 年 8 月	アンケート調査の実施	町内にお住まいの障がいのある方、障がいの施設等入所者で本町のサービスを利用している方 509 名に配布し、256 名の方から回答を得た。(回収率：50.3%)
令和 2 年 9 月	関係団体へのヒアリング調査の実施	町内の障がい者福祉に関する団体（大多喜町身体障害者福祉会、大多喜町手をつなぐ親の会）の代表者に事前にヒアリングシートを配布し、調査当日に直接聴き取り調査形式で実施。
令和 2 年 9 月 24 日	第 1 回策定委員会開催	・計画策定の概要及びスケジュール ・現行計画の進捗状況の報告
令和 2 年 10 月 27 日	第 2 回策定委員会開催	・アンケート調査結果の報告 ・計画骨子案の検討
令和 2 年 12 月 9 日	第 3 回策定委員会開催	・計画素案の検討 ・障がい福祉サービス見込量の検討
令和 2 年 12 月 28 日 ～令和 3 年 1 月 18 日	町民意見照会の実施	
資料発送 令和 3 年 1 月 29 日 意見締切 令和 3 年 2 月 10 日	第 4 回策定委員会開催 (書面開催)	・住民等への意見募集及び千葉県への意見照会の結果報告 ・計画案の承認

大多喜町障がい者計画等策定委員会委員名簿

関係種別	氏名	所属
町議会議員 (第1号委員)	吉野 一男 【副委員長】	大多喜町議会議員
保健医療関係 (第2号委員)	鶴岡 義明	医療法人白百合会 大多喜病院院長
障害者団体関係者 (第3号委員)	渡邊 國彰	大多喜町身体障害者福祉会 会長
	末吉 由子	大多喜町手をつなぐ親の会
地域福祉関係者 (第4号委員)	菅野 忠雄 【委員長】	大多喜町社会福祉協議会 会長
福祉施設関係者 (第5号委員)	石山 達也	いすみ地域活動支援センター レインボー 管理者
	河野 千壽子	NPO 法人上総小農苑「めぐり」 管理者
	西尾 明	社会福祉法人うぐいす会「風の村」 施設長
	中島 展	一般社団法人 こども未来共生会 理事長
教育関係者 (第6号委員)	年光 克水	千葉県立夷隅特別支援学校 校長
	新島 淳子	町小中学校校長会会長 大多喜小学校 校長
国・県の行政機関関係者 (第7号委員)	梶 健郎	夷隅健康福祉センター 副センター長

(敬称略)

大多喜町障害者計画等策定委員会条例

令和 2 年 3 月 6 日

条例第 9 号

（設置）

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画（以下「障害者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大多喜町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項
- （2）計画策定に係る総合調整に関する事項
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）町議会議員
- （2）保健医療関係者
- （3）障害者団体関係者
- （4）地域福祉関係者
- （5）福祉施設関係者
- （6）教育関係者
- （7）国又は県の行政機関関係者
- （8）前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、障害者福祉事務を担当する課において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 95 号）の一部を次のとおり改正する。

別表中「障害者計画及び障害福祉計画策定委員」を「障害者計画員会委員」に改める。

用語解説

初出頁	用語	解説
あ行		
74	アセスメント	福祉の分野では、援助活動を行う前に行われる評価、利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指す。
40	夷隅地区自立支援協議会	勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町に居住する障がい児及び障がい者への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場。
34	一般就労	労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業や公的機関への就労のこと。
86	医療的ケア児	NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
か行		
66	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施する。
27	権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方。
3	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
さ行		
71	作業療法	身体または精神の障がいに対し、応用動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、日常生活にかかわる作業について諸活動（作業）を通し機能回復を目的とした訓練を行うこと。
8	肢体不自由	身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。
40	社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。

初出頁	用語	解説
77	社会福祉士	医療・福祉・教育・行政機関等にて、身体的・精神的・経済的なハンディキャップのある人からの相談に対して、助言や指導、援助を行う専門職のこと。
44	手話通訳者	手話により聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する者。主に都道府県が認定した民間機関が実施する試験等に合格し、都道府県の審査を受けて認定される。
2	障害支援区分	障害者自立支援法で定める障害福祉サービスを利用する際に必要な区分で、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す。区分は介護の必要度により、1から6までの6段階に分けられる。
1	障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
2	障害者権利条約	すべての障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約で、2006年12月13日に第61回国連総会において採択された。正式名「障害者の権利に関する条約」。
3	障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置（合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
1	障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
1	障がい福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。
85	職親制度	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の職親に知的障がい者を一定期間預け、生活指導や技能取得訓練等を行うことによって、雇用を促進し自立更生を図ることを目的とした制度。
37	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
7	身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。

初出頁	用語	解説
11	精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。
77	精神保健福祉士	精神保健福祉士法に基づく資格であり、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受けている人や、精神障害者の社会復帰の促進を目的とする施設を利用している人の地域相談支援の利用に関する相談、もしくはその他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。
3	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が困難な人を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度です。
74	相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行う他、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
た行		
3	地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
62	地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に支援を受けられる体制のこと。
46	特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成19年の学校教育法改正に伴い、盲学校、聾学校及び養護学校が統合されたもの。
46	特別支援教育コーディネーター	学校内、または福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に配置する教育的支援を行う人。
な行		
2	難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものを指す。
60	ノーマライゼーション	障害を持っている人でも、障害のない人と同様に生活できる社会の実現に向けた取り組みのこと。また、その考え方。

初出頁	用語	解説
は行		
2	発達障がい	発達障害者支援法による発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義づけられている。
33	福祉的就労	一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
42	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
3	法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合。
や行		
32	要約筆記	聴覚に障がいのある人に、会議や講義、会話などの内容を要約し、手書きやパソコン等で文字化して伝えること。
ら行		
33	ライフステージ	人生を、年齢に応じていくつかの段階に区分したもの。主に乳幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老人期等の段階に分けられる。
71	理学療法	病気・けが・高齢・障がい等によって運動機能が低下した状態にある人に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動・温熱・電気・水・光線等の物理的手段を用いて行う治療法のこと。
31	リハビリテーション	運動障害の機能回復訓練を行い、環境に適応させるだけでなく、人生そのものを含む生活の質（QOL）の向上や、社会統合を実現するためのあらゆる手段のこと。
31	療育	障がいのある子どもの障がいを軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。
10	療育手帳	知的障がい児及び知的障がい者を対象に都道府県知事が交付する障がい者手帳。児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された場合に受けることができる。一貫した指導相談を実施し、各種援護措置を受けやすくすることを目的とする。

大多喜町障がい者施策推進計画

令和3年3月

編集 大多喜町健康福祉課社会福祉係

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地

電 話：0470-82-2168

FAX：0470-82-4461

